

参議院厚生労働委員会会議録第六号

平成二十八年三月十七日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

三月十六日

辞任

石橋 通宏君
西村まさみ君

三月十七日

辞任

高階恵美子君
江田 五月君
田城 郁君

補欠選任
江田 五月君
野田 国義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

三原じゅん子君

島村 大君

高階恵美子君

羽生田 俊君

津田弥太郎君

佐々木さやか君

赤石 清美君

有村 治子君

井原 巧君

石井みどり君

太田 房江君

木村 義雄君

藤井 敬三君

基之君

古川 足立

藤井 信也君

石橋 通宏君

副大臣
國務大臣

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働省職業能力開発局長 宮川 晃君
厚生労働省社会・援護局長 石井 淳子君
厚生労働省老健 局長 三浦 公嗣君
森本 真治君
長沢 広明君
小池 晃君
東 徹君
川田 龍平君
福島みづほ君
薬師寺みちよ君
○委員長(三原じゅん子君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、石橋通宏君及び西村まさみ君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君及び野田国義君が選任されました。

○委員長(三原じゅん子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
社会福祉法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省社会・援護局長石井淳子君外八名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三原じゅん子君) 社会福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○森本真治君 わはようございます。民主党・新緑風会、森本真治でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

今回の改正案でございますけれども、目的は、厚労省の方の説明いただいておりますけれども、福祉サービスの供給体制をしっかりと整備していくことですね。そして、充実をしっかりとこの改正を通じても進めていくことだというふうに思います。
今、福祉の分野、いろんな課題がある中で、やはり一番大きな問題は、人材をどう確保していくかということが非常に大きな問題だというふうに思います。そういう観点で、最初に私の方から、地域医療介護総合確保基金のことについて、法案の中身に入る前段としてお伺いをさせていただきたいと思います。
この基金のことについては、一昨日、火曜日も足立先生や島村先生も問題提起をされました。
今年度の補正予算でも、介護離職ゼロということで大変多くの補正予算を積まれたわけですが、まして、平成二十七年度、今年度も介護分で七百二十四億、来年度予算でも七百二十四億、同額といふことで、補正では一千五百六十一億ということで、金額だけは何かこの介護離職ゼロに向けて頑張っていこうというのは何となく伝わるんですけど、けれども、肝腎なのは、その中身が本当に実態に即して効果的に使われるかということは、ここは少し私の方でも問わせていただかなければならぬといったふうに思います。
それで、おとといもいろいろありましたように、この七百二十四億円の内訳でございますけれども、どうも施設整備の方に偏っているのではないかというような指摘があったわけですが、今年度、新年度共に七百二十四億円は、内訳が施設整備に六百三十四億、人材の確保、まさにこれ喫緊の課題の部分ですけれども、そこは九億ということですね。補正予算では、一千五百六十億のうち九百億強が整備で、人材確保は六百

強ということで、若干このバランスということが本予算よりは割合的には整えられているということを思うんですけれども。

ちょっとこれ、局長さんで結構なんですけれども、この内訳、これはどのような根拠というか、どのように積算をされてこのような割合といふことを考えられたのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(三浦公嗣君) 補正予算における地域医療介護総合基金でございますけれども、今御指摘ございましたように、介護離職ゼロを目指して、基盤の整備を進める同時に、その基盤の整備に伴う人材の確保、これに向けた人材確保策の目的としての基金を積んだわけでございます。

基本的には、まず基盤の整備でございますけれども、地域包括ケアを構築していくという観点から、施設系のサービス、例えば特別養護老人ホームでございますが、そういうサービスと、それから、地域で二十四時間介護や看護が利用できるそういうような在宅系のサービス、併せて整備をするというようなことで、十二万人分の基盤を整備、追加していくということになつたわけでございまして、それに伴う経費を施設整備として積んでいるということをございます。

それから、一方で、人材ということでございまして、これはそれぞれの自治体でいろいろな取組が行われるということと考えておりまして、各都道府県などから、どういう事業を行うのかというようなことも私どもいろいろお聞きしながら必ずるので、これはそれぞれの自治体でいろいろな取組が行われるということと考えておりまして、各都道府県などから、どういう事業を行なうのかといふことでもありますけれども、その結果、現在、委員言われたような金額での施設そして人材確保というような目的での基金が補正予算で形成されているということをございます。

○森本真治君 なぜ、この割合、これだけ多くの割合を整備の方に充てて、人材確保の方がこれだけの割合なのかというところがもう少し説得力のある説明が欲しかったんですね。仮作つて魂入れずじやないけれども、箱だけ造つても、そこで働く人が、サービスを提供する人が、マンパワーがなければ、全くそれは事業としても成り立たない

というようなことはこれまでも当然議論としてされているといふにも思つてますよね。

あと、じゃ、人材確保の予算の方なんですかとも、これも少し細かく見ていきますと、今、福祉、介護サービスの人材確保という中で、大きな理由として言わるのは、余りにも他の産業に比べて賃金の格差、十万近くの格差が平均として月にあるという中で、やはりその待遇改善の中でも、特に賃金の改善、この部分をしっかりと見ていかなければならないということははずつと言われております。

実際、政府の方では、昨年の介護報酬改定では一万二千円の処遇改善ということを言わされました。その効果がどうなつてあるのかというようなことは、今日はちょっともう聞きませんけれども、一万二千円仮に賃金が上がつたとしても、他のも、一万二千円仮に賃金が上がつたとしても、他の産業との比較ということではまだこの差と今後もあるらゆる政策を動員しながら、やはりこの格差を埋めていくという努力ということが必要なんですが、その中で今回のこの基金でこれだけは使えないんだというふうに私ちょっと伺つているんですけれども、これまでも自治体の方では独自に給与改善の補助などをやつてあるような自治体もあると思います。そこはやはりそれぞれの地域の実情に合わせて、この介護人材の関係の予算の中からも給与改善の方に使っていくということは自治体の判断としてしてもいいのではないかというふうに思つてますけれども、そのことについてのお考えをお伺いします。

○國務大臣(塙崎恭久君) 介護従事者の確保といふことが大事であることはもう誰しもが認めるところです。そこでございまして、賃金の引上げに加えて、例えば参入の促進とか資質の向上とか、あるいは労働環境、待遇の改善つまり仕事場としての魅力を増していくということを思つていてるところです。

○森本真治君 うことが大事であることはもう誰しもが認めるところです。そこでございまして、賃金の引上げに加えて、例えば参入の促進とか資質の向上とか、あるいは労働環境、待遇の改善一つまり仕事場としての魅力、仕事としての魅力を増していくということを思つていてるところです。

介護職員の賃金の引上げなどの待遇改善というのではなくて、やはり全国的に、なおかつ安定的に行つていかなきゃいけないというふうに思つております。それがやっぱり必要なんだらうというふうに思つております。そのため安定財源が確保されなければならない。そしてまた、介護報酬の枠組みにおける待遇改善加算によって今は対応しているわけでございまして、平成二十七年度の介護報酬改定において、一人当たり月額一万二千円相当の加算の拡充というのを何度も申し上げてまいりました。

一方で、地域医療介護総合確保基金、今先生御指摘ございますが、地域ごとのニーズや特色に応じて潜在的な介護福祉士の再就職促進とか、あるいは介護職員のための保育施設の運営支援など、介護報酬では対応がなかなか難しいという、そういう介護人材確保対策を実施をしているわけだと思います。

今回の補正などでも、先ほどちょっとお触れをいたしましたけれども、やはり介護人材の資質向上への例えは研修の支援とかそういうようなこと、あるいは潜在介護人材の再就職の支援とか、言つてみればシステムに人材をどう全国的に

進めなければいけないという地域もあれば、その地域の産業全体の中での介護の待遇、賃金の部分が余りにも格差がある、やはりそういう部分はしっかりと押し上げをしたいというようなそれぞれの思いのものもあると思うんですね。だから、もうちょっとやはりこれは、この基金、もちろん国のお金ではありますけれども、自治体の方でそこは判断をするという部分においては、これが地域主権というか、地方の自主性といふことの観点からも私は重要ではないかというふうに思つますね。

それと、施設整備のこともちよつと少し、これまでしたけれども、今回の施設整備に使える施設でござりますけれども、いわゆる地域密着型サービス、小規模な施設にこの基金を充てていいと思います。

先ほど局長さん、特養の整備などというお話をされましたけれども、今回の施設整備に使われる声が上がつてあるので確認をしたいと思います。それで、実は、これまでも各自治体、いろんな事業計画の中では整備を進めておるわけでございますけれども、なかなかこの地域密着サービスの整備が進んでいないという実態が私の地元ではあります。それはなぜかというと、やはり小規模な経営ということで、なかなか経営が難しいといふことで手を挙げてくれる事業者がいないということがこれまでも課題として上がつてきたんですね。そうすると、今回これだけ多くの整備に対するお金を付けても手を挙げてくれる人がいないんですね。それにはなぜかといふと、やはり小規模な経営ということで、なかなか経営が難しいといふことで手を挙げてくれる事業者がいないということがこれまでも課題として上がつてきたんですね。そうすると、今回これだけ多くの整備に対するお金を付けても手を挙げてくれる人がいないんですね。そこも柔軟な対応が必要なんじゃないかというふうに思つてますけれども、一昨日、足立委員も弁だとも思ひますけれども、一昨日、足立委員も指摘されましたように、やはり地域によつてもう一つと整備を進めなければいけない、施設整備

○國務大臣(塙崎恭久君) 今御指摘のこの基金のことを思つてはいるわけでござります。

れ平成二十六年六月に実態調査をされたということがありますので、その調査としてどのような対策が浮き彫りになつて、それに対してどのような対策を取られたのか。それともう一つ、それ局長さんの方で結構ですかからそこを説明していただきたい、さらに実態把握に努めていただきたい、まずはですね。厚労省として、これ大臣に是非答弁していただきたいと思うんですけども、ちょっとそのことをこの場で今日はお約束をしていただきたいというふうに思ひますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(坂口卓君) お答えいたします。
今委員の方からも御指摘がございましたように、先ほど大臣の方からも御答弁しましたけれども、医療、看護の関係の職業紹介に関しまして、先ほどありましたけれども、平成二十五年の年末に実施したアンケートの調査がございます。その中では、医師、看護師に係ります職業紹介事業者が関わって紹介した看護師が早期に辞職して医療機関と職業紹介事業者の間でトラブルが生じる事例があるということです、すぐ辞めてしまつたとかミスマッチが生じているというような対応をしたかというお尋ねでございますけれども、こういったトラブルを防止するため、私どもとしましては、医療機関を含みます求人の方に対し、民間の職業紹介サービスを利用する際の留意点、紹介手数料等についての明示であつたり、そういうものについての確認をしっかりとやるというところでございます。

それから、今の実態の把握につきましては、先ほども大臣も御答弁させていただきましたとおり、全体の介護従事者についての紹介実績というのは、先ほど申し上げた御答弁、大臣がいたしましたような状況でございますし、また別の介護労働センターが介護労働実態調査というのをしておるんですけれども、そこで介護従事者の入職経路というものの把握をしておりますけれども、そちらの方も見ましても、ハローワークからが九・六%といいますことで、一方、民間の職業紹介からは四・八%といいうようなウエーティングになつてているということでございます。

○・六%、福祉人材センターからが九・六%といいうことで、一方、民間の職業紹介からは四・八%といいうようなウエーティングになつているということでございます。
先ほど大臣も申し上げましたように、私どもとして、今介護従事者についての民間紹介事業者による紹介についてのトラブルが生じておるというような声については聞いておらないというところでございまして、私どもとしましては、調査というよりも、まずは個別にいろいろ御相談、御質問等あれば労働局の方でしっかりと適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(塙崎恭久君) 今先生からの御指摘、せっかくでございますから、さつき申し上げたように、医療系では大分私も地元の医師会の先生方がからなんかも御指摘受けているものですから、介護については余り聞いていないので、まず事業者の方に、老施協とかそういうところに聞かせてみたいというふうに思います。その上で、先生の御指摘のような、御提案のような調査が必要かどうかといふことも判断をしていきたいなというふうに思ひます。
○森本眞治君 看護の方もやはり実態を把握された中で、まず調査をしてその中で実態を把握されて、御答弁いただきたよないいな対応もされたということだと思うんですね。ですから、今声が届いていないからということではなくて、大臣、先ほど聞いてみたいというふうに言つっていたので、またちょっとこれ地域に隔たりもあるかもしれませんので、ですけれども、声がもう上がつてきているということは、これは早期対応ですね、事が大きくなつてからという前にやつただったので、またちょっとこれ地域に隔たりもあつたものについての確認をしっかりするようによくうようなことについてのリーフレットの配付といふようなものを行つて、そういったトラブルの防止に努めるべく対応をしておるというところでございます。

それから、今の実態の把握につきましては、先ほども大臣も御答弁させていただきましたとおり、全体の介護従事者についての紹介実績というのは、先ほど申し上げた御答弁、大臣がいたしましたような状況でございますし、また別の介護労働労働安定センターが介護労働実態調査というのをしておるんですけども、そこで介護従事者の入職経路というものの把握をしておりますけれども、そちらの方も見ましても、ハローワークからが九・六%といいますことで、一方、民間の職業紹介からは四・八%といいうことで、一方、民間の職業紹介からは四・八%といいうようなウエーティングになつているということでございます。
そこで、今考えておりますことでござりますが、まず届出の負担軽減を図る、これが必要だろ
うと思つております。例えばインターネット経由で届出を行うことができるようになります。
もうナースセンターの方で先行してやつておるようでございますから、その成果などをそろそろ出てきているんではないかというふうに思いますので、ちょっとその辺り、現段階でどのような今状況になつているのかということと併せて、やはりこれをより介護の方でも実効性を高めるためにはしっかりと届出をしてもらわなければいけませんので、これをどのように登録者数を増やしていくのかというようなことを、今お考えについても事前に確認をさせていただきたいと思いますので、その二点、お伺いします。

○政府参考人(神田裕一君) 先生御指摘の看護師等免許保持者の届出制度は、看護職員の復職支援を強化するために、看護師等が医療機関を離職した際に連絡先や復職の意向などを都道府県ナースセンターへ届ける仕組みでございます。
昨年十月の届出制度の施行から本年二月までの五ヵ月間の間の届出数は、累計で一万三千人ということになつてございます。

届出に当たりましては、ナースセンターが運用しております無料職業紹介サイトへの登録の希望の有無というものを確認することにいたしておりまして、この無料職業紹介サイトに求職者として新規登録された人は、届出が施行された昨年十月以降、対前年同月比で約二倍になつてゐるところでございます。
今後とも、届出制度の周知のために広報を継続するとともに、届出した看護師等のニーズに応じた復職支援を推進してまいりたいというふうに考

それと、この届出制度についてもちょっとと確認をしたいんですね。これは、ナースセンターの制度を参考に今回新たに届出制度を介護の関係でも導入するということでござりますけれども、先ほど資料として、これは広島とか、全国もでけれども、出しているような今実態があるという中で、いたときには、これ相当、この制度をうまく進めようと思つてもかなりの努力はやっぱりこれから必要になつてくるんではないかというふうに思ひます。

えでおります。

○政府参考人(石井淳子君) 後段の方についてお答え申し上げます。

議員御指摘のように、やはりいかに多くの届出をいたぐか、これが極めて肝要かと思つております。現に私ども把握しておりますところ、離職をしながら是非復帰をしたいと考えている、そ

ういう方が四万人程度現におられるということでございまして、やはりこういう方々、いかに速やかに職に就いていたぐく形にするか、これ、大変重要なと思つております。

そこで、今考えておりますことでござりますが、まず届出の負担軽減を図る、これが必要だらうと思つております。例えばインターネット経由で届出を行うことができるようになります。うるうると思ひますし、また、本人の同意を得まして、離職する介護福祉士に代わつて雇用主が届出を行つていただくこともこれも可能とする、これも一つハードルを下げるものとして寄与するものだと思います。

また、加えまして、やはりいかにここが魅力的なサービスを提供するかということが分かるといふことが重要だと思いまして、届出をしたいと思つります。離職者のニーズを踏まえまして、復職者の体験談とか、あるいは復職時やはり研修の支援というものを求める方もおられると思います、そういう研修内容を発信をするとか、さらに

おられます。離職者のニーズを踏まえまして、復職者の体験談とか、あるいは復職時やはり研修の支援といふことを求める方を自動配信する、そういうようなことを取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、あわせまして、この制度がより多くの介護福祉士の方が知つていないと話が始まりますので、周知用ポスターの配付や専用ホームページの開設などによる全国的な広報展開、あるいは介護福祉士養成施設、介護事業者、職能団体、そういう方々おられますので、その御協力を得まして、介護福祉士さんに対する周知活動など

総合的な広報に力を入れてまいりたいと考えております。

○森本真治君 しっかりとまた私も注視をさせておいたときたいと思いますけれども、昨日も申し上げたのは、有料職業紹介所で多くの、年収の何十%もの手数料、これがそのまま賃金に回れば当然ながらその人たちの給料は上がっていく。全部をなくすということではなくて、もう少しハローワークであったり人材センターを通じて仕事に就く人が増えていけば、当然ながら事業者の方の負担といふことも軽減されてしまつかりとそれが人材の方に回っていく、直接的にやはり回つていくというようなことは、当然ながらこれは想像が付くわけでございます。

本当にこれからこの制度、成功に向けてこれはやつぱり頑張つていただきなればなりませんので、これは厚労省だけではなくて、先ほど御答弁いただいたように、関係の皆さんとしっかりと力を合わせて取り組んでいただきたいということをお願いをさせていただきたいというふうに思いました。

ちょっと時間が少なくなつてしまひましたので、社会福祉法人の経営基盤強化策ということについて先に取り上げさせていただきたいと思います。

それで、今回の社会福祉法人の制度改革ですけれども、私が感じるのは、今回は、やはり、何といふか、透明性の向上であつたり、説明責任をしつかり果たしていこうとか、いろんなガバナンスとか、財務規律でもそうですねけれども、そういうところに力点は置かれているというふうには思っていますけれども、一方で、この社会福祉法人が今置かれている状況でござりますけれども、これは御案内のように、昨年の報酬改定、大変大きなマイナス改定の中で非常に経営自体はやはり厳しくなっている。これは、昨日の参考人の方からもそういうようなお話をあつたわけでございます。

そういう中で、今後、事業者の撤退ということでは懸念がやはり今後も続くわけでございまして、

経営が厳しくなつてですね、そういう面では、今までいたときたいと思いますが。

改正案、そういう経営の基盤の強化であつたり安定ということは國られていきますか。

○政府参考人(石井淳子君) まず、経営基盤の強化が図られるかというお尋ねでございますけど、やはり今回の社会福祉法人改革におきましては、法人本来の在り方を徹底するためにかなり様々な形でこ入れをしようと思っているものでござります。

財務規律の強化ということで、適正かつ公正な支出管理を行うことによりまして、これは無駄な支出といふものが恐らく排除されていくことになるだろうと、着実にそういう道筋を付けるだろうと。また、透明性といふものを徹底することによつて、それに対して第三者の目も入りやすい状況になるだろうと思つております。

そういうことに加えまして、今回いろいろと誤解があつたわゆる内部留保問題というのがあつたわけでございますが、そこにつきましてもきちんととしたルールを作つていくということになりますので、その中でおのづと精査をされていくことになるだらうと思つております。

そういう意味では、議員御指摘のように、これ

は、財務規律の強化を図ることによりまして経営基盤の強化にもつながつていくだらうと思つております。

また、私ども、もう一つ考えておりますのが、

社法人の情報が国の方に上がつてくる仕組みがな

いわけでございます。今回、それを上げてくる

仕組みを確立したいと思っておりまして、その中で、いろいろ同じような規模との比較ができる、そういう指標化というものを考えておりまして、

そもそも一つ経営指標という形で活用することによりまして、これは財務規律、財務基盤の強化につながる、かように考えているところでございま

す。

○森本真治君 透明性を向上することによって、逆に多くのというか、法人なんか大変厳しい状況

だというようなことが分かれば、それではまた次の対策というようなことも出てくるかもしれませんので、その辺りをしっかりとまたフォローもして

いくことが必要だと思いますけれども。

ただ、今懸念されているのは、特にやつぱり小規模の法人が非常に負担が多くなつていくんではないかというような懸念もございます。そこでやはり経営が厳しくなつていくんではないかということもあるわけでございますけれども、これ、局長さんで結構なんで、このような小規模の法人に

対するフォローというか、支援というか、その辺りはどういうお考えになつてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石井淳子君) まず、法律レベルにおきましては、評議員といふものを今回置いていただくことになつておりますけれども、小規模法人につきましては、三年間の間、七名ではなくて少ない人數でいいという形で経過を置くこととしてもおります。また、会計監査人につきましても、設置の規模というのを一定規模に限るという形で考えております。

ただ、これだけではございませんで、運用面と

いうものも必要かと思つております。評議員をどう

いう形で選任するか、どのような方が適切なのか、そこへ辺りにつきまして、こういう方が評議員としてあり得ますというものを示しながら、社

協とかあるいは自治体がこういう方がいますよと

いう形で、選任について容易にくくような形での御支援を申し上げたいと思つております。

また、いろいろな統計、諸表を作つていただき

く、資料を作るに当たつてのソフトを開発しまし

て、それを提供することによりまして財務の関係

の指標の作成が容易になるようにしていきたい、

また今後ともいろいろお声を聞きながら考えてまいりたい、かように考えております。

○森本真治君 いろいろやつぱり不安の声は多く寄せられています。それで、例えば今の人事の関係なんかの紹介というか、行政とか社協さん、た

だ、これで逆に法人の方の主体性が損なわれてしま

うことはないということであり、またキャリアア

ストとか研修体制の構築などの人材育成とか、ある

しまうではないかというような懸念も実はその一

方でやつぱりあるんですね、行政とか社協から送り込まれるんではないかというよな。いや、実際、そういう不安があるわけですよ。ですか

ら、そこ辺は丁寧にこのフォローの仕方の中でもやつていただきないと、これが悪い方向に行つてしまつたらやつぱり問題にはなりますので、そこはまた引き続き丁寧に進めていただきたいといふことでございます。

それと、経営基盤強化の一つとして、例えば法

人の体力強化というか、そういう議論の中で、規模の拡大、そのようなことを進めるべきではないかというような議論もあるうかと思いますけ

ども、やはり人材育成の向上とか資金面の強化

ということでの大規模化というような議論につい

ては、厚労省としてはどのような御見解をお持ち

でしようか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 社会福祉法人にはいろ

いろな事業をやつていらつしやるところがあつて、もちろん大きな高齢者の施設などを運営されて

いる大きなところ、あるいは総合的にやつていらつしやる大変大きなところ私も視察に参つた

ことがあります、その一方で、例えば児童養護施設とか保育園一つだけとか、そういうところは幾らでもあるわけですから、我々としては、今回の改革においても、大きければいいと

いったような発想は全く持つていなくて、それぞれの地域や、あるいは実際にやつていらつしやる

方々がどういう福祉事業をおやりになりたいのか

ということも大切にしながらやっていくというこ

とを、我々、いろいろなケースを想定をして今後の改革を御提案申し上げているということございます。

したがつて、規模が小さいこと自体が問題とい

うことではないということであり、またキャリアア

ストとか研修体制の構築などの人材育成とか、ある

いは複数の福祉ニーズを有する者に対する効果的なサービス提供ということから見れば、複数の社会保障法人が協働するあるいは連携をするということも十分ありますし、もちろん一緒にいることもあるかも分かりませんが、そういう意味で連携をしていくような形での規模の拡大というのは、それはあり得るわけありますし、総合的に提供したいということことで、高齢者もあれば、障害者もあれば、児童養護もあればという、そういうところもあるんだろうと思うので、経営者の自主性をしっかりと尊重しながら、その規模の大小に関わりなく、やはり基本は、税の優遇を与えて税金で応援をしているということなので、私たちはどういう、言ってみればそのためにどれだけの規律を守っていただけるかと。つまり、国民の税金を使わせていただくということでの規律はやっぱりちゃんとしてもらおうということがあり、今回のよしな財務面での規律、ガバナンスの強化等々、小さいところにも配慮しながらやつてみると、こういうことだろうというふうに思いました。

○森本真治君 小さいところへの配慮と言われて、局長もちょっと御説明されましたけれども、なかなか今の御説明でどれだけの小規模の法人の皆さん安心をしているのか、大丈夫だろうかと、いうようなところについては、ちょっと私自身もこれで大丈夫かなというふうに、十分かなというふうにも思うところもありますので、繰り返しますが、連携をするということが大事ではないかというふうに考えておりまして、例えば介護分野において周知啓発をこれまでも図つてきているところです。

たださたいということでござります。つづいて行政監査の方からも聞いておつたところがあります。やはりここで改めて行政監査の在り方についても検討をもう一

度していく必要があるうと思いまして、本日、私が御提案させていただきたいのは、人材確保の観点からもしっかりと、例えば職場環境であったり労働条件などについてもしっかりとこれは監査などをしていく必要というのもあるのではないかというふうに思つております。

この行政の指導監督の基本的な視点の中に例えば労働法令の遵守などのことをやはりしっかりといくとどうよなこと、これも非常に私は重要な点だといふうに思つておるんですけども、この辺り今後是非検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○國務大臣(塩崎恭久君) 人材の確保の観点から、職場環境を良くしていく、あるいは労働条件を良くしていくことは極めて大事であり、なかなか厳しい環境の中で働いていらっしゃるところもたくさんあることは私もよく分かっているわけでありますけれども、それはもう精いっぱい頑張っていたいたいるということを私たちほど分かるところです。

その上で、社会福祉法人においても当然のことながら労働法制はきつちり守つてもらわなきゃいけないということでありまして、このため、社会福祉法人の所轄庁、県だったり市町村だったり、それから都道府県の労働局がございますが、これが連携をするということが大事ではないかというふうに考えておりまして、例えば介護分野においては都道府県等と労働局による合同の説明会といふうのを開催をし、そしてまた、社会福祉法人も含めた介護事業者に対して労働基準法等の遵守について周知啓発をこれまでも図つてきているところでございます。

今後とも、社会福祉法人の監督官厅に対して社会福祉法人による労働法令の遵守に向けた取組を周知、そしてまた指導をしてまいりたいというふうに思います。

○森本真治君 ちょっと時間が来ましたので終わらせて、大変ちょっと申し訳ございませんでしたけ

れども、地域再生の観点で、この地域再生推進法に社会福祉法人が昨年位置付けられる改正がありまして、公益的な今後取組という観点でもちょっと私注目をしておりまして、これは地方創生の特別委員会の方でまたやらせていただきたいと思いますので、今日は申し訳ございませんでした。

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。

冒頭、ちょっと今日、今朝一部報道で、子供の医療費の窓口負担無料化で、いわゆる地單カット、補助金のペナルティーの問題、これを一部廃止するということで、厚生労働省 方針固めたという報道されているんですけど、通告していないので詳しい御答弁は結構ですが、大臣、少なくとも大臣の腹は固まつたということなんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(塩崎恭久君) これは大きな宿題になつていることはよく分かつておりますし、これはやつぱりどういうふうにすれば、これまでこれを導入してきた論理と、子育て支援を応援をしていくかとということとの兼ね合いでどうしていくかということを決めないとけないなということは明確に事務方にも伝えておりますが、最終的に、これは市町村などとの話合い、国民健康保険の改革の議論の中で随分御要望もあったところでもござりますので、どういうところで、どこまで、どういうふうな扱いをするのかということについてまだ私は最も最終的な結論を出しているわけではないといふことです。何らかの対応をしていかなければならぬということは間違いないと

いうふうに思つております。

○小池晃君 どこまで廃止するかはともかく、とにかく廃止という方向だということで腹を固めたというふうに理解しますが、これは就学前にとどまらずやつぱり広げるべきだというふうに私どもは思つておりますし、障害者などにも拡大すべきだというふうに思いますが、ちょっとこれは、これ以上今日はやりません。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今回の改正案につきましては、他の経営主体とのイコールフットティング

退職手当共済制度の見直しについて聞きます。昨日の参考人質疑でも家平参考人の方から、支え手が福祉現場に来ない深刻な実態がある中で、人材確保とは真逆だという指摘もありました。イコールフットティングというけれども、やらせたいことは公益性を強調するのに、担い手の確保については公的責任を後退させるというのはやつぱりおかしいんじゃないかという、私もそのとおりだと思います。

最初に局長にお伺いしたんですが、既に先行例として介護ではこれは公費助成廃止されました。が、これは二〇〇六年、平成十八年、その影響調査はされましたか。

○政府参考人(石井淳子君) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入職員数、こういう形で把握をしているところでございます。これは、実施主体であります独立行政法人福祉医療機構において把握をいたしております。

平成十七年四月一日には二十八万七千五百四十四名ございましたところ、御指摘のこの介護関係施設、事業の公費助成を見直す改正が施行され平成十八年には二十九万九千九百九十人、その後平成二十三年まで減少傾向にございました。このところ、平成二十三年から二十七年までは二十五万人強で推移をしているところでございます。

○小池晃君 これ、公費助成を廃止してから、今まで五万人強で推移をしているところです。

○國務大臣(塩崎恭久君) 今回の改正案につきましては、障害者分野でも人材確保が更に厳しくなるんじやないですか。この介護の実態から見てやつぱりそういう懸念はありませんか。

の観点から、障害者総合支援法等に関する施設をしてまた事業について公費助成を廃止するということにしているわけでございますけれども、これは何度も申し上げておりますように、既加入者、既に入っている人に対する公費助成などは維持をしなおかつ、新規加入者に係る法人の掛金負担の増加については、制度見直し後の施設、事業の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うということにして、安定した法人運営の確保に努めることにしているわけでございまして、これについて御意見があつたことはよく分かっております。

今回の改正の中でも、さらに退職手当の給付水準については、より長期加入に配慮をした給付水準を見直したこと、さらには、一度退職をして再就職をその後する、そういう場合には合算できる期間を二年以内から三年以内に拡充するといった人材確保に資する見直しを同時に行つてゐるわけでありますので、その他の福祉人材の確保策と併せて人材の確保に取り組んでいるところでございます。

なお、前回改正時に、同様に公費助成を廃止しました介護関係施設、事業について今御指摘がございましたけれども、既に今、既加入者の退職や法人

経営者が他の退職金制度を選択をしたといったこ

となどによって制度改正前と比較して加入職員数

が一時的に減少いたしましたけれども、一方で、

総加入職員数はおおむね横ばいで来ているとい

ことで、率として減つていているじゃないかとい

うことで御指摘がございましたけれども、安定的な数

が今見込まれていてるというところが今までの経験ではないかというふうに思います。

○小池晃君 説明になつていないと私は思いますが、

これ影響出るわけですよ、公費助成を廃止され

ば。こういう事態はやっぱり障害者でも起こるで

しょうと言つてあるんです。全く答えられないわ

けですね。

ちょっとこれに関して言うと、もう一つは保育

の観点から、障害者総合支援法等に関する施設そ

してます

ことにして

いる

わけ

では

ない

で

ござ

い

ます。

おつしやつたんですね。

ならば聞きますが、平成二十九年度までの検討課題であつて廃止は全く決めていないと、こう

結果

公費負担を維持することも選択肢にある

と

いう

こと

です。

か。

○國務大臣（塙崎恭久君） 今お話をいただいたよ

うに、今事前に何か決めて、結論を初めから決め

て掛かって、議論はどうあらうともそうするんだ

みたいなことは全く考えているわけではございま

せんので、この公費助成の在り方については、何

よりも今、子ども・子育て支援、特に待機児童解

消をやりながら子育て支援をするということはま

さに最優先課題の一つという位置付けでございま

すので、そういう中で皆さん方がどういうふうな

お考えを持つかということをよく議論していただ

く、そういうことで予断なく検討しておりますか

ら、選択肢としては導入を、こういうことを決め

ないという選択肢も十分それはあり得るというふ

うに考えます。

○小池晃君 ということは、安倍政権の最優先課題は待機児童ゼロだ、解消だということであれば、平成二十九年度で待機児童ゼロが実現していなければ、これは公費負担を維持するということだけであるということですね。

○小池晃君（塙崎恭久君） それは様々な要因を考

え合わせて決めていかなきやいけないことであり

ますから、それはどういう場合になつたらやめ

る、どういうふうになつたらやめないみたいな話

ではなくて、先ほど申し上げたように、選択肢と

してはいろいろあり得ますけれども、しかしそれ

をどういうふうな結論付けを最後にするかは、国

民の皆様方の他の子育て支援策をどうするのか、

それから今御指摘をいたいでいる障害者の場合

の今回廃止を提案をしている公費助成とのバランス

などが、いろいろやはり考え方であります。

今後、法人の自主性や様々な地域ニーズに対す

る柔軟な対応を阻害しないよう、こうした点も含

めまして、承認に係る明確な基準を示すとともに

、法令に定める要件に適合する社会福祉充実計

画の内容について、所轄庁に対して、その所轄庁

が変更を求めることがないよう指導をしてまい

りたいと思つております。

○小池晃君 ちょっと確認しますが、そもそも、やつぱり所轄庁が認可審査するに当たつて、実施事業の内容にまで変更を求めるような権限は与えられていないという理解でよろしいですか。

○政府参考人（石井淳子君） あくまで法令に照らしてということになります。

○小池晃君 この辺はちょっと微妙なところでは

ないかと思いますが、とにかく地域公益事業を

やつぱり劣悪な職員の待遇の、イコールフット

ング、イコールフットティングといつて下に合

わせるということをやつたら、私は、やつぱり職

員の確保は一層困難になるし、非正規化も進む

し、人材確保を本当に閉ざすことになるんだとい

うことを改めて指摘をしたいと思います。

それから、前回の質疑で石井局長は、再投下可

能な財産がある場合は残額全てを社会福祉事業に

充当するという、そういう計画でもよいというこ

とを答弁されました。全額を社会福祉事業の拡充

に利用することができるという答弁されました。

更に聞きますけれども、その場合に、所轄庁が

地域公益活動などが計画にないからこれは認めま

せんよといったような圧力を掛けてくるようなこ

とがあった場合、それを排除することはできるん

とをおつしやつてあるわ

けですか。

○政府参考人（石井淳子君） 所轄庁による社会福

祉充実計画の承認に当たりましては、法律上、地

域における需要等に照らして適切であることなど

の要件に適合すると認めるときは承認するものと

定められております。

法人が社会福祉事業に、ニーズに照らしまし

て、社会福祉充実残額を社会福祉事業のみに投資

する場合には、所轄庁は、地域における当該社会

福祉事業のニーズを各種福祉に係る計画に照らし

てその確認をしていくことによりまして要

件の適合性を判断すべきものでありまして、担当

組を行つておられます。

社会福祉法人が行う公益事業でございますが、

法律二十六条第一項におきまして、社会福祉事業

に支障がない限り公益事業を行うことができる旨

規定をされているものでございまして、これは議

員御指摘のとおり、本来事業であります社会福祉

事業に支障が生じない範囲で実施していくたぐも

のであります。したがいまして、この地域公益事

業についても同様でございまして、社会福祉事業

に支障がない範囲で実施をしていただくものと考

えております。

ただ、再投下可能な財産額がない法人におきましても、経営実態におきまして、例えば追加的な費用のない取組を含め地域における公益的な取組を行つていただることは期待を申し上げているところでございます。

○小池晃君 今御答弁があつた社会福祉事業に支障が出るというのは、じゃ具体的にはどういう状況なのか。例えば、高度障害、強度障害などで手厚い支援を要する障害者を多く受け入れるために通常よりも多い職員を配置して、寄附金などを募ることで何とか経営を維持していると、こういうケースはやっぱり社会福祉事業に支障が出る場合ということに該当するようなケースになつてくるんでしようか。

○政府参考人(石井淳子君) 仮に、いわゆる再投下可能な財産額、社会福祉充実残額がないにもかかわらず、地域公益事業を含む公益事業を実施するとした場合には、これは追加的な費用を掛けて公益事業を行うことになれば、それは法二十六条一項の要件は満たさないことになると見ております。

○小池晃君 それから、その社会福祉充実残額のことなんですが、この残額について、これは法文上は計算方法あるいは基準というものは示されていないわけですね。そのことについて、昨日、参考人質疑でも懸念が表明されています。

純資産から現に行つている事業の継続のために必要な財産の額を控除したというような書きぶりだと思うんですが、この現に行つてている事業の継続のために必要な財産の額については、法律上は規定はあるんでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 法律の第五十五条の二第一項で、今議員がおっしゃったように、現に行つてある事業の継続のために必要な財産の額と規定をしているものでございまして、私どもとしては、これにより控除対象財産の範囲は限定的になつてあると考えております。

○小池晃君 いやいや、限定的といつてもこれだ

けの規定しかないわけで、これ以上はこれは厚生省令でやるうと、そういうことなんですね。

○政府参考人(石井淳子君) 御指摘のとおりござります。技術的な事項ということでございまして、省令に委任することといたしております。

○小池晃君 私は、技術的といつても、これは非常に大事な問題だと思うんですよ。やっぱりこのところで本当に今まで答弁にあつたようなことが担保されるのかどうか。やっぱり省令ということがあると、その時々のさじ加減になつてしまふんじゃないかという懸念が出てるわけですね。

やつぱり少なくとも省令にどんなことを盛り込むのかという中身を示すべきじゃないですか。

○政府参考人(石井淳子君) これは、この問題について御議論いただきました社会保障審議会の福祉部会の報告の中にも明記をされているところでございますが、事業を継続するために必要な財産としましては、現に社会福祉事業等に活用される土地、建物等の資産、そして二つ目として、現在の建物の建て替えや大規模修繕に必要な費用そして手元流動資金、これが基本であるといふふうに考えておりまして、これを今後省令により具体的な算定内容として定めてまいりたいと思つております。

○小池晃君 この問題、ちょっと今日いろいろと細かいことも含めて聞きましたけれども、やっぱり既に、国に言われるまでもなく、地域公益活動、地域における公益活動をみんなやっているんだと。

あり方検討会のアンケートでも、義務化についても、参考人から現に行つている事業の継続のために必要な財産の額を控除したというものが把握もしきれども、法律上は規定があるんでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) これは、審議会はもう既に、國に言われるまでもなく、地域公益活動、地域における公益活動をみんなやっているんだと。私は、九年度から三十三年度までの五年間の経過措置を設けているわけですから、平成十九年の改正法において、国家試験の義務付けを導入した際に五年後の施行としていたこと、そして実情として、何度もわかつての施行延期のために養成施設において学習環境の整備など実効的な準備が進んでいないなどから必要な期間としてこの五年というものを考えたところでございまして、私はもとては、今回のこの法律どおり、再び延長するということは考えずにつかりやつていいかも、この背景として介護人材が更に不足するといった懸念もあったかと思います。

○川田龍平君 維新の党、まだ維新の党の川田龍平です。

養成施設ルートにも試験を課すことによつて全てのルートで試験を課すことになりますが、これまで国家試験の義務付けを二度延長してきたと、先ほどの小池委員のお話にもありますけれども、この背景として介護人材が更に不足するといつた懸念もあったかと思います。

私はもとては、今回この法律どおり、再び延長するということは考えずにつかりやつていいかも、この背景として介護人材が更に不足するといつた懸念もあったかと思います。

○小池晃君 だから、おかしいんだって。やっぱり、夏休みの宿題を八月三十一日になつてできていたなかつたから、子供が九月終わりまで夏休み延ばすつてできないのに、あなたたちはそれをやつてゐるわけですよ。本来は、ちゃんとこれだけ

れてきた経緯もあつて、養成施設や学生が田舎に

対応するための準備がいまだ十分にできていないという答弁をしていたんですね。私はもう、また延期するといふことは絶対にやらないということを言つていただけますか。

大臣、これはやつぱり一元化延期に断固反対と申しますから、国会をオーバーライドするよ

うな発言はもちろんできませんけれども、行政府としてお答えを申し上げれば、先ほど申し上げたように、まず今回の改正法案によって現場の声に耳を傾け過ぎなんじゃないですか。これでいいと思つているんですか。

大臣、五年猶予があつたんです。それでもやらないで、五年前に三年延期して、さらに一昨年、再度延期して、もう本当に先送り先送りでやつてきたわけですね。準備するんだつたら今まで十分準備する時間があつたのにやつていなかつた、これ厚労省の責任だと私は思う。

大臣、今回更に五年掛け漸進的に導入を図るというふうになつているわけですけれども、昨日も参考人からは、一元化こそが地位向上、そしてやっぱり労働条件の改善につながるんだと、私もそのとおりだと思うんですよ。この期に及んで更に五年も掛けるというのは、これは余りにも時間が掛け過ぎなんじゃないですか。これでいいと思つているんですか。

○国務大臣(塙崎恭久君) これは、審議会はもうろんありますけれども、与党の中でこういう結論になつてまいつたわけでございまして、平成二十九年度から三十三年度までの五年間の経過措置を設けているわけですから、平成十九年の改正法において、国家試験の義務付けを導入した際に五年後の施行としていたこと、そして実情として、何度もわかつての施行延期のために養成施設において学習環境の整備など実効的な準備が進んでいないなどから必要な期間としてこの五年といふふうに考へたところでございまして、私はもとては、今回この法律どおり、再び延長するといふふうに思ひます。

○小池晃君 今言葉はしっかりと覚えておきたい

終わります。

○川田龍平君 維新の党、まだ維新の党の川田龍平です。

養成施設ルートにも試験を課すことになりますが、これまで国家試験の義務付けを二度延長してきたと、先ほどの小池委員のお話にもありますけれども、この背景として介護人材が更に不足するといつた懸念もあったかと思います。

介護人材の質の確保は非常に重要である一方で、全国の養成施設に与える影響、また介護人材の確保に与える影響も大きいのではないかと思いますが、その対策についていかがお考えか、伺います。

○政府参考人(石井淳子君) まず、介護福祉士でございますが、これは介護職における唯一の国家資格でございまして、この在り方が介護職全体の

資質やイメージを左右するという側面があると思つております。このため、今回、介護福祉士の資質そして社会的評価の向上の視点から、資格を取得するために一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で国家試験によつて修得状況を確認する、この二つのプロセスを経ることが必要として、いわゆる資格取得方法の一元化を完成させることによつて介護人材の量的及び質的な確保に寄与することができるときます。

〔委員長退席、理事羽生田俊君着席〕

今般の案でございますけれども、各養成施設や学生が円滑に国家試験に対応できるように完全実施までに五年間の準備期間を設けて、先ほどある議論があつたような形で考へておるわけでござりますが、これは教育現場に配慮した漸進的な実施を図るということありますので、国家試験の義務付けが養成施設へ与える影響は大きくなといふふうに思つております。

また、そもそも、養成施設を卒業した学生が全て介護職に入職するとした場合でありますと、これは入職者全体の約3%を占めるにとどまると推計されておりまして、介護人材全体の量的確保への影響もそういう意味では限定的であるといふふうに考へております。

○川田龍平君 昨日の参考人質疑におきまして、内田千恵子日本介護福祉士会副会長がお越しになりました。その中でもありましたけれども、日本介護福祉士会は、介護福祉士の上位資格として認定介護福祉士の実現を目指すとされています。仕事がきつい、給料が安いなどと言われていますが、頑張つておられる方にはステップアップするためのインセンティブを高め、待遇面でもしっかりと評価を行つていくことが重要かと思います。

〔理事羽生田俊君退席 委員長着席〕

准介護福祉士をどうしていくかという問題もありますが、この認定介護福祉士等によつて更なる介護職の質の向上にも目を向けていく必要について、大臣はいかがお考へでしようか。

まことに、私も地元の介護福祉士の皆さん方が、かねてからこれを早く実現したいと、こういふ話を聞いておりました。職能団体であります日本介護福祉士会が中心となつて検討がずっと進められて、昨年十二月に認定介護福祉士認証・認定機関、これが立ち上がつております。この機関において、来年度より認定介護福祉士となるための研修を行う機関の認証を開始することを目指して

準備を進めているものというふうに聞いているわけですが、良質なチームケアを提供できる体制の構築に大変プラスだというふうに考えております。

いずれにしても、介護人材の機能分化の具体的な検討を併せて、介護福祉士の在り方についても検討を進めていくこととしておりまして、こうした中で専門性の高度化による資質の向上の在り方にについても検討を進めていかなければならぬと

いうふうに考へております。

○川田龍平君 十五日の質疑の際にも伺いましたが、介護福祉士になるためのルートが三つあるのは、若い学生を育てるルート、より即戦力となる人材を確保するためのルートなど、様々な人に介護に携わつていただくことができるからという答弁でした。

今後も少子高齢化が進む中、誰もが身近な方、大切な方の介護を行う可能性があり、本当にまた介護される、またお世話になる可能性があるといふふうに考へております。

○政府参考人(石井淳子君) 今後の介護ニーズの増大に対応するためには、介護サービスを支える人材の確保が大変重要なありますので、特に次の世代、介護の担い手となります小学生、中学生など

に介護職の魅力を発信をして、介護の意義や働きがいなどの理解を深めてもらうことは大変必要なことだと思っております。

厚生労働省におきましては、二十七年度から、朝から話題の地域医療介護総合確保基金、これを活用いたしまして、中小学生などを対象とした介護施設、事業所での職場体験の実施、そして介護職として働く若手の職員とかあるいは地域の介護福祉士養成施設の教員などによる学校訪問、そして小中学生や保護者などに向けたP.R資料の作成、配付などによりまして、子供たちが早いうちから介護に接することのできる機会づくりを支援してきたところでございます。

今後とも、これは文部科学省と連携して行っておりますが、引き続き文部科学省とも連携をしながら、それぞれの地域の実情に合った取組を支援していきたいと思っております。

○政府参考人(伯井美德君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、少子高齢化が進む中で、子供たちが介護の意義について理解し、また高齢者との触れ合いや交流、介護体験を実際に経験する機会を多く持つてということは極めて重要である

○政府参考人(石井淳子君) 今後も地域における公的的な取組を行なう努力義務が課されますが、我々の身近にある社会福祉法人が福祉や介護の知識を周辺住民に発信していくよう

なっていますが、我々の身近にある社会福祉法人が地域における公的的な取組に入ると理解してよろしいでしょうか。社会福祉法人が地域福祉の中核となつてこれまで福祉に携わつてこなかつた住民とも関わる場所が増えれば、福祉に关心を持つ人が増え、住民の社会福祉法人への理解も深

まると考えますが、いかがでしょうか。
○政府参考人(石井淳子君) 議員の御指摘、本当にそのとおりだと思つております。

まず、地域における公益的な取組がどういうものかということございますが、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たつて提供される福祉サービスであること、そして日常又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること、そして三つ目としまして、無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること、これが法律上の要件でございます。

御指摘の福祉や介護の知識を周辺住民に対しが情報発信をしていく、これは大変重要な取組でございまして、この中に入り得るものと考えております。ただ、情報の内容というものは様々なものがおきますので、例えばその取組の内容に実は考えられますので、例えはその取組の内容にございまして、福祉に係る情報を必要としている方やその関係者に対する取組である。これは必要なことではないかなと考えております。

○川田龍平君 是非それも入れていただきたいと思います。

次に、社会福祉法人改革について、衆議院で議論された論点を少し深掘りして、以下質問いたします。

本法案では、社会福祉法人のガバナンス強化として、社会福祉法人の理事等の権限、責任等に関する規定の整備、議決機関としての評議員会の設置の義務付け、一定規模以上の社会福祉法人に対する会計監査人の監査の義務付けなどを行うとされています。また、財務諸表等の公表による運営の透明性の向上、また役員報酬基準の作成及び公表などが義務付けられます。

社会福祉法人は全国で約二万法人存在しますが、特別養護老人ホームの約九七%、また保育所の約五割が社会福祉法人の経営であるなど、地域福祉の一大担い手となつております。また、非営利、公益性に鑑みて、運営に当たつて公的規制を受ける一方で、支援措置として税制優遇措置や補助金の交付を受けていることも事実です。今回の

法改正で求められる運営の透明性の確保、ガバナンス強化、財務規律といったことはいかなる法人にも求める時代なのだと思います。

一方で、これらの義務化は多大な業務負担にもつながることから、小規模の社会福祉法人においては人員的、金銭的に及ぼす影響も少なくあります。法案では、小規模法人については評議員の定数を施行後三年間は七人のところを四人にすることと定めていますが、小規模法人に於ける人材を紹介するといったことが行われます。が、小規模法人にとつて果たしてそれで十分な支援となり得るのか、今後とも施行状況を注視しながら検討を重ねる必要があると考えますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(塙崎恭久君) 今お話をいただきましたように、やはり税制優遇を提供しながら、公益性の高い、非営利性の高い活動をしていただく、オリジナリティのある活動をしていただくことで、今回ガバナンス強化とか透明性の強化とかいろいろ御提案申し上げておりますけれども、これが小規模な法人が負担になり過ぎないよう、そういうやはり配慮が必要だらうということと、今、もう既に何度も御説明を申し上げていることについて十分かというお話をございました。

特に、評議員の定数、これについての経過措置を講ずることにしておりますし、また、会計監査人の設置は、これ義務化は一定程度大きいところだけということがありますから、これはともかく三年間は四人以上でよいとすることが十分かとされています。また、財務諸表等の公表による運営の透明性の向上、また役員報酬基準の作成及び公表などが義務付けられます。

社会福祉法人は全国で約二万法人存在しますが、特別養護老人ホームの約九七%、また保育所の約五割が社会福祉法人の経営であるなど、地域福祉の一大担い手となつております。また、非営利、公益性に鑑みて、運営に当たつて公的規制を受ける一方で、支援措置として税制優遇措置や補助金の交付を受けていることも事実です。今回の

さつき支援策ということでやつておりますが、それに加えて、ホームページを持たない法人については所轄庁のホームページを活用するようになります。それから、再投下可能な財産額の明確化につながることから、小規模の社会福祉法人においては人員的、金銭的に及ぼす影響も少なくあります。法案では、小規模法人については評議員の定数を施行後三年間は七人のところを四人にすることと定めていますが、小規模法人に於ける人材を紹介するといったことが行われます。が、小規模法人にとつて果たしてそれで十分な支援となり得るのか、今後とも施行状況を注視しながら検討を重ねる必要があると考えますが、大臣の見解を伺います。

その他、社会福祉法人が実施をするサービスを安定的かつ継続的に提供するために、公認会計士等の専門家による経営労務管理の改善に関する相談支援、この相談支援などをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思つておりますが、ガバナンス強化、あるいは財務規律の確立などが小規模法人にとって過度な負担とならないよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君 今おっしゃついていたいんですけど、今後やつてみて、これから更にいろいろと実際見ていくて、その上でまた更に検討を重ねて小規模事業所に対するやつぱり支援をしてほしいということなんですね。そういうことを聞いて今後更に検討していただけるかと、是非お願いしたいと思うんです。

○国務大臣(塙崎恭久君) 実際にこれやつてみて、どのような不都合が発生するかということはよくウオッチをして、それに対応すべきということになると、あればやつぱり対応していくかなぎやいけないことになるんだろうというふうに思います。

○川田龍平君 是非、今後しっかりとウオッチしてやつぱり支障をしてほしく思つています。

特に、評議員の定数、これについての経過措置を講ずることにしておりますし、また、会計監査人の設置は、これ義務化は一定程度大きいところだけということがありますから、これはともかく三年間は四人以上でよいとすることが十分かとされています。また、財務諸表等の公表による運営の透明性の向上、また役員報酬基準の作成及び公表などが義務付けられます。

徹底する必要があるかと思いますが、今後どのようにスケジュールで進められるのでしょうか。
○政府参考人(石井淳子君) 中身につきましては重ねては申し上げませんけれども、やはり現在の事業を継続するために必要な財産額としては、やはり現に社会福祉事業等で活用されている土地、建物等の資産がありますし、また、これは用途を明記した財産目録によって確認をするということになろうかと思いますけれども、あと、持続的に事業を実施するために必要な建物の建て替えなどに必要な資金、緊急の支払等に対応するための手元流動資金、こういうものを考えておりますけれども、これにつきましては省令等で具体的な算定方法を定めていくことになるわけですが、やはり事業を継続するための必要な財産額の算定の基準、これは、法人に対する周知期間、これがしっかりと、今後やつてみて、これから更にいろいろと実際見ていくて、その上でまた更に検討を重ねて小規模事業所に対するやつぱり支援をしてほしいということなんですね。そういうことを聞いて今後更に検討していただけるかと、是非お願いしたいと思うんです。

○国務大臣(塙崎恭久君) 実際にこれやつてみて、どのようないい處があるかと、その問題を解決するためには、まず、このスケジュールを定めます。それから、昨年の衆議院での議論によれば、極端な話として、この社会福祉充実残額が一円でも生じたら社会福祉充実計画を策定しなければならないとのことでありました。社会・援護局長の、当時は鈴木局長で、答弁では、当然、充実残額の状況に応じて、法人が無理のない再投資計画を作ると、法律を作るとのことです。ただし、この社会福祉充実残額を計算するに当たって重要なのは事業の継続に必要な財産額ですが、建物の建て替え、改修の費用や災害等への備えも必要ありますし、法人ごとに様々な事情があると思います。一方で、明確な定義がないということになりますと、事業の継続にとつて充実残額が発生しないことが生じることもあるから見れば必要でないものと見えてしまうかもしれません。

社会福祉法人が無理のない計画を作成するに当たつて迷うことがないようにサポートする体制が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 議員御指摘のように、やはり様々な事業規模の法人がおられますので、事務処理体制が整っていない小規模法人において、この計画の作成が過重な負担とならないようにこれは配慮していく必要があると思っております。

事務処理の軽減を図るためにして考えておりまでは、先ほど大臣から申し上げましたように、この社会福祉充実残額の算出作業を支援するため、財務諸表等の作成から残額の算出までが可能な自動チエック機能を備えたソフトを開発をして配付をしてまいりたいと思っておりますし、また、所轄庁において、明確な承認基準と併せまして、この基準を踏まえた法人による計画作成のための何か導き出すようなもの、ガイドラインのようなどを考えたらどうかと思つておりますし、周知していくと恐らく検討が非常に容易になつてくるだらうと思っております。

こうしたようなことを含めて、法人における計画策定というのが円滑に進むように支援をしてまいりたいと思っております。

○川田龍平君 やはり大きなところと小さなところと一律にやろうとすると大変難しいことが出でると思いますので、是非小規模法人に対する支援をしっかりとやつていただきたいと思います。社会福祉をしっかりと担つていく人たちが、本当に公益的な仕事をもちろんしているわけですから、その人たちに支障がないように是非今後もしっかりと保護するところは保護してやつていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。支援をしっかりとやつていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。 質問を終わります。ありがとうございます。

全ての社会福祉法人に対する公益的な社会活動の努力義務化というのが国の責任の転嫁ではないかという意見が、昨日、参考人質疑の中で出てまいりました。

これは、どういうものを一体やるのか。困窮者対策とかいろいろあるかもしれません、要支援一、二の通所と訪問サービスが介護保険給付から外れたが、これを例外されて地域包括支援センターに移行になります。こうものの受皿も担当することはあり得るのでしょうか。

○国務大臣(塙崎恭久君) 公益というのは誰が定義をして誰がそれを決めていくのかというのは、公益法人改革の中で随分大きな議論になつた記憶がござります。

社会の変化、家族の変容に伴つて多様化、複雑化する福祉ニーズ、いろいろ御指摘ありました。が、に対応していくためには、国や地方公共団体による福祉サービスの制度化等に加えて、社会福祉法人やNPO等の多様な民間主体がそれぞれの役割に応じてきめ細かな公益活動を行つていくことなどが大事だらうというふうに思います。

お上がりやることだけが公益ではないということが公益法人改革の肝だつたと思いますが、こうした中で、社会福祉法人については、税制優遇措置が講じられている公益性の高い非営利法人として社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけではなくて、営利企業など他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められている法人でございまして、今回新たに規定した

社会福祉法人の責務はこつした社会福祉法人の本たすだけではなくて、営利企業など他の事業主体において、経常的な事業運営の中で、追加的な費用のない取組を含めて創意工夫をしていただきたい地域における公益的な取組を行つていただくことを期待しているものでございまして、経営に支障がない範囲で実施していただくものと考えております。

例えば、この再投下可能な財産額がない法人において、経常的な事業運営の中での追加的な費用のない取組を含めて創意工夫をしていただきたい区域における公益的な取組を行つていただくことを期待しているものであります。あつても地域における公益的な取組を行つていただける余地はあるんだらうと思っております。

仮に、経営上の観点から、これまで実施していいた地域における公益的な取組の継続、これは困難ということになつた場合には、これは当然その取組から撤退していただく、これはやむを得ないといいますか、差し支えないものと考えておりま

す。

○福島みづほ君 済みません、時間が短いので質問を終わります。

間に端的に答えていただくように、是非大臣にはよろしくお願いをします。

私が質問したのは、要支援一、二の通所と訪問サービスが介護保険給付から外れたが、これを例外されることがあります。

○政府参考人(石井淳子君) これは介護保険の中の世界のお話かと思います。それは、地方自治体が行う業務に移つたというのは、やはりまだ公がする仕事としての位置付けだと思いますので、これが地域公益事業に当たることはないと考えてお

ります。

○福島みづほ君 というふうに答えていただければ助かります。

一度地域公益活動を始めれば、余裕財産の解消や経営難を理由に無責任な撤退ができなくなると

いうのはいかがでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 地域における公益的な取組の責務化、これは社会福祉法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応していくことを期待しているものでございまして、経営に支障がない範囲で実施していただくものと考えております。

一度地域公益活動を始めれば、余裕財産の解消や経営難を理由に無責任な撤退ができなくなると

いうのはいかがでしょうか。

○政府参考人(三浦公嗣君) 介護ヘルパーの人員費でございますけれども、訪問介護における収入に対する給与費の割合ということを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合ということを介護事業経営実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合ということを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合ということを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合ということを介護事業経営

いですね。

○国務大臣(塙崎恭久君) もうこれは何度も御説明を申し上げておりますけれども、軽度者に対する生活援助サービス、この在り方は、昨年末の経済財政諮問会議で取りまとめました経済・財政再生計画の改革工程表の中で検討事項ということで取り上げられているところでございまして、これに基づいて、社会保障審議会介護保険部会で、高齢者の自立支援と介護の重度化防止、この介護保険の理念に沿つて軽度の要介護者の生活を支える観点を踏まえながらしっかり検討を行つていくということで、現時点で具体的な方針をはなから決めて掛かっているわけでは全くございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○福島みづほ君 介護ヘルパーの賃金実態の推移を明らかにしてください。

○福島みづほ君 例えれば、この再投下可能な財産額がない法人に

一度地域公益活動を始めれば、余裕財産の解消や経営難を理由に無責任な撤退ができなくなると

いうのはいかがでしょうか。

○福島みづほ君 介護ヘルパーの賃金実態の推移を明らかにしてください。

○政府参考人(三浦公嗣君) 介護ヘルパーの人事費でございますけれども、訪問介護における収入

に対する給与費の割合といふことを介護事業経営実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合といふことを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合といふことを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合といふことを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合といふことを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

に対する給与費の割合といふことを介護事業経営

実態調査、そして併せて介護事業経営概況調査

いですね。

○国務大臣(塙崎恭久君) もうこれは何度も御説明を申し上げておりますけれども、軽度者に対する生活援助サービス、この在り方は、昨年末の経済財政諮問会議で取りまとめました経済・財政再生計画の改革工程表の中で検討事項といふことを取り上げられているところでございまして、これに基づいて、社会保障審議会介護保険部会で、高齢者の自立支援と介護の重度化防止、この介護保険の理念に沿つて軽度の要介護者の生活を支える観点を踏まえながらしっかり検討を行つていくということで、現時点で具体的な方針をはなから決めて掛かっているわけでは全くございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○福島みづほ君 財政審が要介護一、二を介護保険から外す考えを打ち出しました。

厚生労働大臣、まさかこういうことにはならな

いですね。

○福島みづほ君 財政審が要介護一、二を介護保険から外す考えを打ち出しました。

厚生労働大臣、まさかこういうことにはならな

○福島みずほ君 私は介護ヘルパーの賃金実態の推移をお聞きしたんですが、でも答えてくださいましたか、聞きたかったことは、平成二十五年度の訪問介護員の時給は九十九円です。そして、厚労省の介護給付費実態調査月報によると、二〇一四年の介護報酬単価は、訪問介護が一時間当たり三千九百六十九円、介護予防訪問介護が三千九百四十八円、加重平均すると一時間当たり三千九百六十七円です。公益社団法人介護労働安定センターによると、この年、二〇一四年の介護ヘルパーの時給は千百十六円です。ですから、介護報酬単価に占める時給の割合は、千百十六割る三千九百六十七で約二八・一%となります。

二年前に行政交渉したときも、大体この割合が、ヘルパーさんの時給賃金率二八・一%だということで行政交渉で回答があつたんですが、ヘルパー時給賃金率二八・一%ということでよろしいですか。

○国務大臣（塩崎恭久君） 訪問介護の介護報酬は、ヘルパーの賃金のほかに、サービス提供責任者とかあるいは管理者など訪問介護事業所におけるヘルパー以外の従事者の賃金とか、福利厚生費、それから土地・建物の賃借料、さらに減価償却費など事業活動に要する費用を全て含むということで設定をされています。

それで、介護事業経営実態調査などの結果を比較をいたしましたと、訪問介護事業所の人件費比率は、先ほど説明を申し上げましたとおり低下をしてきているわけでございますけれども、賃金水準はどちらかというと上昇傾向にございます。

この処遇改善加算の効果については、現在実施中の介護従事者処遇状況等調査を行ておりますが、今お話しいたい二八・一%、これは、先ほど申し上げたとおり、実際の実時間というのだけで純粹に考えてみた場合の数値ということになります

と、また若干変わってくることだらうといふうに思います。

○福島みずほ君 いや、私が聞きたかったことは、ヘルパーさんの時給の対比ですね。二八・一%でいいということでおろしいですか。三浦局長。

○政府参考人（三浦公嗣君） 先ほど大臣からも御説明申し上げたとおり、一人のヘルパーさんがお仕事……

○福島みずほ君 違う、違う。

じゃ、答弁どうぞ。

○委員長（三原じゅん子君） 答弁を続けてください。

○政府参考人（三浦公嗣君） 失礼しました。

一人の方がお仕事をするということになりますと、実際に働いている時間をどこら辺で見るかということになります。つまり、お一人の高齢者の介護を行うという、例えばそこで食事の用意をするとかあるいは排せつの手伝いをするとか、そういう直接的な介護を行っている時間のみならず、例えばそのお宅に伺うための時間ですとか、あるいは場合によっては待機しなければいけない時間、そういうようなものが総合的に入ってき、その結果、全体のその方の勤務時間というのが決まってくるということではないかと思います。

したがって、じゃ、一人のヘルパーさんが実際に例え八時間の労働時間の中で何分間直接的な介護をやつていたのかということについてはなかなか表現しにくいものがござります。

○福島みずほ君 いや、私は単純なことを確認しているんです。何時間働いたかとかそういうことを聞いているのではなく、厚労省のデータによつて、介護報酬単価に占める時給の割合を聞いています。

この処遇改善加算の効果について、私は單純なことを確認しております。何時間働いたかとかそういうことを聞いているのではなく、厚労省のデータによつて、介護報酬単価に占める時給の割合を聞いています。これは二年前の行政交渉でも確認をしております。千百十六割る三千九百六十七、介護報酬単価に占めるヘルパーさんの時給賃金率は二八・一%になりますね。もちろん、ほかの人々が働いていることがあります。でも、報酬単価とし

てもらっている中での時給単価は二八・一%ですね。そのことを答えてください。それでよろしいですね。

○政府参考人（三浦公嗣君） 今委員からお話をございました、例えば時間当たりの単価、訪問介護の介護報酬上の単価、一時間当たり幾らかというと申上げると、私ども、正直申し上げて三千九百六十七円という金額がどのような形で算出されたのか十分承知しておりますが、一般的に、例えば身体介護あるいは生活援助とそれぞれ報酬が違っておりますし、また、実際に介護をする時間に応じて、時間、つまり、例えば何分間未満であるかなどによって報酬の単価が違つてしまります。そういう意味で、時間当たりの金額を特定して申し上げるのは非常に難しいというふうに考えております。

また、ヘルパーの時給ということをございますけれども、これは、例えば常勤の方もおられれば非常勤の方もおられると思います。その方の給与の支払方によつても、例えば時給で換算すると彼らというのが変わつてくる可能性もあるというふうに思つております。ピントで何%かということをお答えするのはなかなか難しいといふことではないかと考えております。

○福島みずほ君 これは厚生労働省、介護給付費実態調査月報、十表、十三表、十四表、一四年度の分で計算をしているのです。

これはまだ行政交渉でやりますが、私が何が言いたいか。ヘルパーさんの時給賃金率が二八・一%と低いんですよ。だから、これをもう少し、二八・一%が低い、マージン率などをきつちり実態把握をして、公表して、規制と指導を行うべきだというふうに思います。

そんな余剰のお金があるでしょなんて言つて、いる前に、しっかりと介護ヘルパーさんたちにちゃんと金が行くようなことを厚生労働省やつてしまふよ。賃金上げてくれという声をこれだけ私たちが聞いているか。ヘルパー時給賃金率が二八・一%、低いですよ、これはどう考へても、で、

マージン率は把握をしていないんですよ。でも、こういうことをちゃんと把握をして、たつて、実態調査やつているわけですから、マージン率も個々の福祉法人やいろんなのに応じて全部出せば透明性は高くなるんですよ。だから、こういふお金が余つてゐるんだつたら地域貢献せよなんて言う前に、介護福祉士、ヘルパーさんの給料、上げるべきじゃないですか。そのことこそやるべきだと。

○國務大臣（塩崎恭久君） この月額一万二千円相当の処遇改善加算についてももう何度も御説明申し上げてきたわけでござりますけれども、この加算の効果を着実に職員の処遇改善に結び付けるために、加算の運用の見直しを行つて、合理的な理由がないにもかかわらず賃金水準全体を引き下げるとは認めないとこうにしたところではございまして、具体的には、計画は、その実績報告に記載する項目を見直して、賞与などを含めた賃金改善の額を正確に把握をする、それから、経営悪化等によつてやむを得ず賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについて適切に労使の合意を得るなど、適切な運用がなされているかを確認するために新たに届出を求めるというのを今回新しい試みをしていくわけでござります。

加算の効果については、現在実施中の、先ほど申し上げたとおり、介護従事者処遇状況等調査、これによつて詳細を把握をしていくところで、今月中に公表してまいりたいというふうに思います。

○福島みずほ君 厚生労働省平成二十五年度介護従事者処遇状況等調査結果、時給は訪問介護員が三千九十九円、平均月収は常勤者含まず九万七十五円です。訪問ヘルパーさんたちは圧倒的に非常勤で、圧倒的に女性が多いです。平均月収が常勤含まず九万七十五円。これ、常勤含まないからで

すよ。でも、圧倒的に非常勤で圧倒的に女性が多いわけですから、このいわゆる介護ヘルパーさんたちの、とりわけ非常勤の人たちの月給を上げる、これに対して今成功していないんですよ。十円しか上がっていない。これに関してしっかりと取り組むべきだということと、この加算のこれは恒久化すべきではないか。昨日内田参考人からもありましたが、これ、恒久化しない限り法人はちゃんと上げるようにはしないことがあると思いますが、これについていかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、恒久化のお話がございましたけれども、介護職員の待遇改善につい

ては、安定的、継続的な待遇改善を図るという観点から、財源を確保しつつ、平成二十四年度の介護報酬改定において、補正予算による一時的な措置でありました処遇改善交付金、このとき月額一・五万円相当であります。これを処遇改善加算として介護報酬に組み込んだということでございました。

平成二十七年度の介護報酬改定におきましては、この待遇改善加算を維持しながら新たに月額一・二万円相当の上乗せを行つたわけでございまして、介護報酬の在り方については、これは三年に一度の改定の際に検討することとしておりますので、処遇改善加算についても、これまでの経緯や介護職員の待遇の状況等を踏まえて必要な検討を行つていきたいというふうに考えます。

○福島みずほ君 十円上がつたんですね。やっぱりそれは不十分ですね。とりわけ、ヘルパーさ

んの時給賃金率、二八・一%、平均月収九万七十五円、これはパートというか常勤ではないですが、この実態を変えないで、余っているお金があるんだから地域活動せよと、無料あるいは廉価でやれというのは、それは本当にできないですよ。まず、ここの賃金改善がやらるべきだと思います。

年金のことで、障害分野の社会福祉施設職員等

退職手当共済制度の公的助成の廃止ですが、これについて、独立行政法人福祉医療機構が実施する

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、退職金を積み立てる財源がない福祉施設の職員の待遇を改善し、人材確保を図るために創設された退職金制度です。社会福祉法人が掛金を支払いますが、保育所と障害等の施設については、国と都道府県が掛金の三分の一ずつを助成しております。公費助成がない場合、法人が一人当たり十三万四千円負担しなければなりません。業界全体で正規職員から退職金の要らないパートなどへの切替えが進む懸念があります。いかがでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 今回のこの見直しといいますのは、やはり他の経営主体とのイコールファーティングの観点から行うものでございますが、あわせまして、今回、措置を講ずるに当たりまして、既加入者に対しましては引き続き公費助成を行いますし、また、新規加入者に係る法人の掛金負担の増加については、制度見直し後の施設、事業の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うことといたします。

そういう意味で、影響がないように一生懸命対応してまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 時間ですので、終わります。

○委員長(三原じゅん子君) 午後四時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

●木村義雄君 御声援ありがとうございます。

今回の法案で、多くの皆さんの議論にも出ていたんですけども、どうも今回の法案は、やっぱり大法人と小さな法人、むしろ大法人向けに作つたような法律で、この犠牲に、本当に小さな法人がとばつかりを受ける、こういうことがない

よう、これから我々相当真剣に、法律が通つた後で運用状況を見ながら、役所等をしっかりと退職金の要らないパートなどの切替えが進む懸念があります。いかがでしょうか。

それで、今、例えば一例を挙げると、大都会では待機児童が、大きな問題がクローズアップされています。しかし、地方はむしろ定員割れが続出しています。しかし、小さな法人はもう経営の危機の瀬戸際に立たされていると。何しろ人口が減つていくわけですから、小学校がなくなり、今はもう中学校がなくなつて、いるような状況になりました。

小学校、中学校がなくなる、つまり子供たちがいなくなる中で、保育園等がそこにあつた場合にどうやって経営していくのか。官の場合にはともかくとして、もし社会福祉法人の場合には私は相当厳しい場面が出てくるのではないかなど、こう思えてなりません。そうなつてくると、社会福祉法人、特に小規模な社会福祉法人はこれから真剣に出口戦略も考えていかなければいけない、私はこ

ういう場面がもうあと数年先にやつてくるのではないかと、そう思えてならないところであります。

そこで、局長さんにお伺いしたいんですけれども、社会福祉法人が解散する場合に、法律では残余財産の帰属先について社会福祉法人あるいはその他の社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならないとした上で、これによつて処分されない財産については国庫に帰属するとしております。ところが、一方、法律でない、何というんですかね、通知が何かでやつていらんでしょうか。定款準則では残余財産の帰属先について、理事総数の三分の二以上の同意によつて社会福祉法人のうちから選出された者と

社会福祉法人の財産は、社会福祉事業を行つことを目的に、公的な資源投入も含め取得、形成をされたものでございます。このため、社会福祉法人が解散した場合の残余財産の帰属先につきましては、こうした財産の特質、性質に鑑みまして、永続的に社会福祉事業の用に供することを担保するため、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから残余財産の帰属先を定めるとした上で、定款準則において準拠すべき基準として、社会福祉法人のうちから選出された者に帰属するとしており、また、審査基準におきましては、解散した場合の帰属すべき者を定款で定める場合にはその帰属者は法人に限ることが望ましいとしているところございます。

○木村義雄君 法律は二つ書いていますよね。今説明受けたのは社会福祉法人のみに限るようなことを言つておられましたが、これはどう解釈するんですか。要するに、法律よりも通知の方が上なんですかね。

○政府参考人(石井淳子君) 先ほども申し上げましたように、社会福祉事業を行うことを目的に取得、形成された財産が、これは公的資源投入も含めて社会福祉事業の用に供することを担保するための社会福祉事業の用に供することを担保するため先ほどのよう規定を定款準則、審査基準に置いているわけでございますが、その他社会福祉事業を行う者について、国、地方公共団体のほか、社会福祉事業を行う公益財團法人も実は考えていくべきではないかと思つております。

昨日、木村先生から通告をいただきまして、中でいろいろと精査をしたわけでございますが、平成十八年の公益法人改革のときに公益財團法人といふ新たな法人類型ができておりましたのに定款

準則がそれに追いついていかつたなど、ここは率直に先生の御指摘も受け止めながら今後改定につきまして考えていただきたいというふうに考えております。

○木村義雄君 だから、残余財産の帰属先について、定款準則というのは通知でしよう、これを社

会福祉法人のみにする、あるいは社会福祉事業について公益財團法人だけと限るというのが、どうもそれは納得がいかないと。仮に、政府側が法の趣旨に基づいて社会福祉法人に限定されると考

えた、あるいは社会福祉事業でも公益財團法人が考えられるのであると、こういうことであっても、ちゃんと法律には二つ書いてあるんですから、そ

ちらの方の法の解釈自体が間違っているんじゃないかと、私はこういうふうに思えて、勝手に解釈していると、このように思いますけれど、その辺はどうなんですか。

○政府参考人(石井淳子君) ここも先ほど来と同じでございますが、やはり、およそそういう社会

福祉法人の財産というものが公的な資源を投入して取得、形成されてきており、そこにまず一つ根

源がございまして、解散した場合の残余財産の帰

属先がやはり長く社会福祉事業の用に供するとい

うことを担保するということが必要で、そのために対象として考えられるものとして社会福祉法人、そして、その他社会福祉事業を行う者として

は国、地方公共団体、そして先ほど申し上げた公益財團法人まで含めるとして、やはりそうした性格であるものが必要ではないか、そういう法律の趣旨、これは法律制定当初からそういう考

え方できて、法定受託義務の中によるべき基準として示しておる発出の中で、事務処理の考え方と

してそういう考え方、基準を示してきたところでございます。

○木村義雄君 今法律の制定時のことちよつと言われましたけど、じゃ、法律の制定時にこうい

う議論が行われたんですか。

○政府参考人(石井淳子君) これも昨夜、先生の通告いただきまして、倉庫まで潜つて昔の書類な

どを探したわけですが、今の時点ではまだその時点の古い書物といいますか書類にはたどり着けておりませんので、もう少しお時間をいただければと思つております。

○木村義雄君 要するに、ないんですよ。ないんだと私は思いますよ。

それで、御承知のように、最高裁判例でも、立

法のときには議論していないのですよね、そつい

うものに関しては、あなた方が踏み込んだ場合には、こ

はこれは違法だという判決が二十五年の一月十一

日判決で出ていますからね。最高裁でもこうい

う判決が出ているのに、あなた方の場合には、こ

の場合は最高裁判例の場合でも省令に委任する

う規定があつてもこういうふうに言われたんで

すから、省令に委任する規定もないのに勝手に通

知とか何とかでやつているのはやはりこれは私はおかしいと、このように思えてなりません。

それで、時間がないので次の方に移らさせていただきます。

ただ、遡つて調べたけどないということだけはよく分かりましたので、ないものがあるようなこ

とにしないように是非していただきたいと、こ

のように思えてなりません。

次に、皆さん方のところに横長でグラフが入っ

ている二色刷りの表があるんですが、これ平成

十八年からの介護福祉士養成施設への入学者数

と、その後、離職者訓練等を活用した介護福祉士

数字によりますと、ある養成校があつて、四十人定員で本当に数人しか入ってきていないというような話もあるわけでありまして、何と普通の入学者よりも離職者訓練の方が多いので、それでも十名に行つていないと、施設も出でているという話があるんですけれども、この平成二十年から入学者数が激減した、この理由をどのようにお考えになつておりますか。

○政府参考人(石井淳子君) 平成二十年度以降、入学者数の推移を見ますと、やはり減少傾向にあります。議員の御指摘のとおりかと思います。

まず一つは、少子化の影響はこれはあるだろう

というふうに考えております。一方で、やはりこの間、いろいろと報道で介護の現場の厳しさ、処遇の問題などがかなり大きく取り上げられまし

て、そうしたことから、なかなか、元々福祉への気持ちを持っていても、周辺の方々のお勧めとか

などでそういうところに行くのをためらうというふうな話が最近私の耳にもよく届いてきているところがございます。

そういう意味では、一つは全体的な少子化とい

う話、それから、事実に裏付けされたところもあ

ると思いますが、かなり実態以上に介護の現場の厳しさが報じられてきた、そこにも影響があるの

ではないかなと、そのように聞いているところでございます。

○木村義雄君 実は、今回にも関係しているんで

すが、十八年、十九年、この時期に例の、この国

会で問題になつております介護福祉士の国家試験

を導入したんです。これを導入する、こういうア

ナウンスをしたと。これが実はこの激減の原因の

一つになつてゐるんじやないですか。

○政府参考人(石井淳子君) 私どもとしまして

それで、何か最近のあるインターネットで見た

○木村義雄君 だから、カラスは白いと言つたつて駄目なんですよ。だって、今、受ける受けさせないは実は高校の進路指導が決めてるんですね。高校の進路指導でどういう指導が行わ正在るか、この辺が實際は問題なんですよ。だから、高校の進路指導の先生方はもちろん就職したときのことも踏まえて進路指導していくんでしょうね。高校の進路指導でどういう指導が行わ正在るか、この辺が問題なんですよ。だから、この国家試験の導入というのが非常に大きな問題になつてゐるんじやないかと、いうのは前から言われてゐるところであります。

それで、実は介護養成校の中でもいろんな意見がありまして、その中で一つの意見として、介護福祉士の資質の向上、これを図るために、例えば栄養士、栄養士の場合は栄養士と管理栄養士とで二コースあると。栄養士は養成課程を出ればそのまま栄養士の資格をもらえる、それから管理栄養士の場合は国家試験だと、この二コースでもつて割合上手にやつてゐるんです。

こういうような、栄養士と管理栄養士のよう二階建てのこういう手法は検討されなかつたんですか。

○政府参考人(石井淳子君) 医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、そして高齢者のみ世帯の増加に伴いまして介護ニーズの高度化・多様化が進んでおり、これに対応できる資質を担保して社会的な信頼と評価を高めることが介護福祉士の資格取得方法の一元化を目指すところでございまして、昨日の参考人の意見聴取聞きましても、やはりそうした考え方については基本的に養成のお立場の方の声が大きかつたようになっています。

○政府参考人(石井淳子君) 私どもとしまして

私どもは、具体的に、実務経験ルート、養成施

設ルート、福祉系高校ルートの三つの資格取得ルートについて、まず一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で国家試験によつて修得状況を確認する、こういう二つのプロセスを経ることで介護福祉士全体の底上げを図るということを考えたわけでございます。

したがいまして、先生の御提言のような資格取得方法について、そういう方法につきましては、資質の向上を図るというところでそういう手法は取つていいない、考えなかつたところでござります。

○木村義雄君 実は、今回の中によく「元化」という言葉が使われたりしてありますよね。この「元化」の意味というのは、何か三つのルートを一本にすれど、こういうことなんでしょうけれども、これ

言外に、あるいは将来的には介護福祉士の、今は名称独占ですけれども、これを業務独占にするとかそういうことを何か目指しているのか、こういうことのために無理して「元化」「元化」と言つてゐるのか、あるいは何か機能分化という言葉も意味は分からなく使われていますけれども、この辺をどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府参考人(石井淳子君) 今先生が業務独占という言葉をお使いになられましたが、今この時点でおそのようなことまで含めて考えておりませんが、ただ、これからいろいろ介護人材の機能分化、具体的な検討を進めてまいります。様々な観点から検討は加えていきたいというふうに思つております。

○木村義雄君 いずれにしても、理想はいいんですけど、理想は。しかし、現実を考えて、また介護を担う人たちの現実を考えて、どういうシステムとか何かを導入するかというのは、理想が先行した場合にはもう現場が混乱するんですよ。結局人手が確保できないとか、そういう問題になつて、今それで大変困っているわけですね。

そこで、もう時間ですから最後に、副大臣がせつからお越しでございますので、大臣代理の副大臣にお尋ねをしたいんですけれども、今回のこの問題についての、介護養成のことも含めまして介護人材について、質もさることながら量の確保もいろいろと考えていかないといけないと、そういうのをもつと真剣に行つていただきことが早急に必要じゃないかと私は思つんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(竹内譲君) お答えいたします。

まず、本法案の附則第三十五条第一項におきまして、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案して、改正後の各法律の規定につきまして検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとのいわゆる検討規定が規定されているところでございます。

その上で、介護人材の確保は本委員会におきましても様々な御議論がありました。大変重要な課題でございますので、当該検討規定も踏まえつつ、法律の公布後三年程度を目途として、施行状況等をよく把握した上で、必要なものについては速やかに検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○木村義雄君 時間ですので、終わります。

○長沢広明君 公明党の長沢広明です。

一昨日に続いて質問したいと思います。

一日目の質問の最後に、私、福祉人材の確保といふことで大臣にお伺いをいたしまして、それに向けての御決意というふうに伺いました。

それに対して塙崎大臣は、まず総論的にこういふふうに答弁をされました。就業促進あるいは離職の防止、さらには生産性向上によって賃金の引上げに結び付くということ、あるいは仕事としての魅力を増す、そういうことを含めて総合的に取り組んでいかなければならないということで、今あらゆる手を尽くしつつあるところと、こういうふうに答弁されました。

ふうに答弁されまして、今年の二十七年度の補正予算並びに来年度の予算案においてどういうふうに取り組んでいるかということを幾つか大臣は挙げられました。

一つは、介護福祉士を目指す学生さんが介護職の採用と、それから、一旦介護から離れて離職した人がまたもう一回仕事に就く場合に、介護職に二年間の勤務で返済を免除する奨学金制度の拡充と。

昨日の参考人の方々の御意見の中にも、この介護、福祉の世界の待遇というものが悪い悪いと言

われている、しかし実際はそんなに言われるほど

の創設と。それから三つ目に、地域医療介護総合確保基金を活用して、働きやすい職場づくりに取り組む事業者のコンテスト、表彰、こういうことの実施を行つていくと。そして五つ目に、介護口ボットあるいはICTを活用した生産性向上と、こういうことが補正予算、そして来年度予算の中に盛り込んだ手だとして答弁をされました。

こうしたことを持めて、介護人材の確保に向けてはあらゆる策を総動員するということが必要です。大臣から答弁あつたとおりに、総合的、計画的に実施をしていく必要があるというふうに思いますけれども、そうした中で、先日の予算の集中審議でも私、財務大臣にお聞きしたんですが、介護人材確保の一丁目一番地というのは、やはり職員の待遇改善、これが進むことが大変大事なポイントであることは当然だと思います。

厚生労働省の平成二十六年の賃金構造基本統計調査、これによりますと、産業別平均賃金が約三十三万円、ところが、福祉施設の介護員では約二十二万円、十一万円の差がある。ただし、勤続一年未満の者の所定内給与額、つまり働き始めの段階については、実はそれほどの差は付かない。つまり、長く働けば働くほどほかの産業との賃金格差がどんどん大きくなっていくという特徴がある。そうすると、長く働くとなってしまふと、いう構造がここから出てくるわけですよ。

介護労働安定センターの平成二十六年度介護労働実態調査というのがあります。これによりますと、介護分野からの離職者のうち約七割は入職後三年未満で離職される、つまり三年続かない、七割の方が。勤続年数の差が平均賃金の差にも表れている。長く働き続けることができるというふうに思います。

このため、まず平成二十七年度におきましては、地域医療介護総合確保基金におきまして新たに九十億円公費を確保いたしまして、労働環境の改善などに資する都道府県の取組を支援をいたしまますとともに、介護報酬改定をおきまして、介護職員処遇改善加算について、一人当たり月額一万千円相当の拡充を行つたところでございます。

さらに、今回の補正予算及び来年度予算において、まず、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護施設などにおける職員のための保育施設の開設支援や、働きやすい職場づくりに取り組む事業者のコンテストや表彰の実施、さらに、将来を見通せる賃金体系が重要でありますので、介護事業者が賃金表を導入した場合の助成を新たに創設するとしたところでございます。さらに、御指摘もありました介護口ボットの活用促進やICTを活用した生産性の向上の推進などに取り組むこととしておるところでございます。

これらの方々が働きがいを持つて少しでも長期に生き生きと働き続けることのできる環境づくりを進めて

悪くはない。それはやっぱり、働いている期間の長さによつての差というのが多分出てくるんだと思います。

そういうことを考えると、介護職員の早期の離職を防止する手だて、これ非常に大事だし、労働環境を改善する、そして待遇を改善する、こういうことが大事だと思うんですが、現状どういうふうに取り組んでいるのか、伺いたいと思います。

○副大臣(竹内譲君) お答えいたします。

御指摘をいたいたとおり、介護人材確保に当たりましては、離職の防止、定着促進が重要な課題となつておられるところでございます。

離職の主な理由といつしましては、結婚、出産、育児や、収入が少なかったなどが上位に挙げられておるわけでございますが、こうした課題に對応して、労働環境や待遇の改善を図ることは重要な課題となります。委員の御指摘のとおりであります。

このため、まず平成二十七年度におきましては、地域医療介護総合確保基金におきまして新たに九十億円公費を確保いたしまして、労働環境の改善などに資する都道府県の取組を支援をいたしまますとともに、介護報酬改定をおきまして、介護職員処遇改善加算について、一人当たり月額一万千円相当の拡充を行つたところでございます。

さらに、今回の補正予算及び来年度予算において、まず、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護施設などにおける職員のための保育施設の開設支援や、働きやすい職場づくりに取り組む事業者のコンテストや表彰の実施、さらに、将来を見通せる賃金体系が重要でありますので、介護事業者が賃金表を導入した場合の助成を新たに創設するとしたところでございます。さらに、御指摘もありました介護口ボットの活用促進やICTを活用した生産性の向上の推進などに取り組むこととしておるところでございます。

これらの方々が働きがいを持つて少しでも長期に生き生きと働き続けることのできる環境づくりを進めて

まいりたいと考えているところでございます。

○長沢広明君 今私が指摘したとおり、離職した人の七割が三年未満で離職する。つまり、大半の辞めていく方が短期間で職から離れてしまうと。これは、職場の魅力をどうつくっていくかということにもなりますし、そういう様々な介護職という職場の定着のための空気づくりというか雰囲気づくりというか、そういうことも非常にこれから大事だというふうに思いますので、大変だけれども本当に社会にとって重要な仕事であると、こういう位置付けをはつきりしていくことは大変大事なことだと思います。

そういう処遇改善と併せて介護職に対する社会的評価を高めていくことが大事なポイントになると思うんですけど、介護職においては唯一の国家資格として介護福祉士があります。

この介護福祉士を中心的な存在として社会的評価を高めることが介護職全体の社会的評価の向上につながるのではないかというふうに思います。

去年の二月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で取りまとめられました「一〇一二五年に向けた介護人材の確保」という項目において、介護福祉士を中心的な存在として位置付けるとともに、資格を有しない方々を含めた裾野の拡大、それを図り、介護人材の機能分化を進めるという方向性が示されております。

今後の介護福祉士の果たすべき役割、これを始めとして、介護人材の全体像についてどのように考えるのか。昨日の参考人の質疑の中でも、まんじゅう型から裾野を広げた富士山型にと、こういふ御指摘もありました。どのようにこれから介護人材の全体像を考えて検討するか、これについて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(石井淳子君) 介護人材をこれから量と質の両面から確保していくかなきやなりません。限られた人材を有効に活用していくという観点に立ちまして、多様な人材の参入を促進しながら、その能力や役割に応じた適切な人材の組合せ、あるいは養成の在り方を明らかにし、良質な

チームケアができる体制を構築していくこと

が重要だと思っております。

このため、今回の法案でございますが、介護福祉士を介護人材の中核的な存在として位置付けていくという、そういう考え方方に立ちまして、国家資格の取得方法の一元化を図り、介護福祉士の資格と社会的評価の向上を図ることとしたとしておりました。

その上で、介護人材の機能分化の具体化における、現在、介護を担う人材層ごとの機能、役割、そして求められる能力等に関する実態把握と分析を行っているところでございまして、様々な人材層の役割分担や養成の在り方について具体的かつ速やかに検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○長沢広明君 今般の改正案で、これまでもずっと議論されておりますが、この介護福祉士の資格取得方法に関して養成施設卒業生の国家試験の義務付けというのが措置をされております。介護福

祉士の資質の向上と社会的評価の向上、そのための措置であるというふうに捉えておりますけれども、この国家試験の義務付けについては、これまで議論されておりますが、平成十九年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によって措置され、その施行はこれまで延期をされてきたと改めて伺います。国家試験の義務付けが延期され、その現場では今この時点で直ちに義務付としまして、現場では今この時点で直ちに義務付けされると大変だという声でございまして、教育現場に大きな混乱が生ずるおそれがあるわけでございます。

改めて伺います。

○政府参考人(石井淳子君) まず、平成十九年の

そのため施行時期を平成二十七年四月まで三年間延期をしました。さらに、平成二十六年の法改正におきまして、介護人材確保が困難な状況などを踏まえて、幅広い観点から改めてこの介護人材確保に向けた方策について一年を日程に検討する

と、そういうことをされましたことを踏まえまして、施行時期を平成二十八年四月まで一年間延期をしたところでございます。

こうした中で、私ども、この間に介護人材の確保に向けた方策、検討して今の考え方を整理するに至ったわけでございますが、もしこのままでは平成二十八年四月から国家試験の義務付けをそのまま施行した場合、養成施設や学生の準備状況が不十分という今現場の声が大変多く寄せられております。サボりではないかという御指摘もこの議場でいたいてきたわけでございますが、現実問題でございましたが、現実問題としまして、現場では今この時点で直ちに義務付されると大変だという声でございまして、教育現場に大きな混乱が生ずるおそれがあるわけでございます。

他方、もし一定の時期まで単純に再度施行を延期するなどとした場合は、再び施行が迫ると延期されるのではないかなどの不信感を招く懸念がございます。このため、今回、この法案におきましては、現場の声に配慮しつつ、他方で確実に資格取得方法の一元化の道筋を付けることとし、まずは平成二十九年度より養成施設卒業者に受験資格を付与した上で、五年間の経過的な措置を講じながら、漸進的に導入を図り、平成三十四年度から完全実施することとしたものでございます。しっかりとリードタイムを取って確実にやろうということことで、今回こういう形で整理をさせていただいたわけでございます。

○長沢広明君 今回の法案で國家試験が義務付けられることによって、養成施設には、まず一般、実務者研修義務付けを実施しております。受講者が

その結果大幅に増加することに伴いまして、各養成施設が通信課程を活用した実務者研修の実施主体となる動きが見込まれます。また、地域医療介護総合確保基金、これを活用することによりまして、地域住民を対象とした介護技術研修、離職した介護職員への再研修、キャリアアップ研修や、たんの吸引等の医療的ケアを行うための喀痰ん吸引等研修などの研修の実施も今後しっかりと行つてくださいます。また、さらに、介護福祉士養成施設の経営が立ち行かなくなるのではないかと、

す。

そもそも、少子化の進行に伴つて、介護福祉士養成施設に限らず、学生の減少という懸念される中、より今後安定的な経営への取組というのも重要なってくると思います。養成施設の経営の現状についてはどのように認識をされているのか、また、今後、養成施設の在り方についてどのように考へておられるのか、報告してほしいと思います。

○政府参考人(石井淳子君) 先ほど木村議員の御質問にお答えしましたとおり、平成二十年度以降の介護福祉士養成施設の定員や入学者の推移を見ますと、若干の増減を繰り返しておりますが、やはり少子化等の影響を受けまして縮じてやや減少傾向にあると認識をいたしております。ただ、その一方で、介護人材の確保、大変重要な課題であるとして、介護福祉士をを目指す学生さんの入学のみならず、広く人材養成を図っていくことが必要と考えております。

介護人材の確保の方策としまして、これは一つは、地域の中高齢者など、介護福祉士の資格をお持ちにならない方々も含めて幅広い多様な人材に参入してもらよう裾野の拡大とともに、介護人材の資質の向上を図り、介護の扱い手が社会的に評価をされながら誇りを持って働くことができる、そういう環境を整備していくことが必要と考えております。

こうした中で、養成施設には、まず一般、実務者研修義務付けを実施しております。受講者がその結果大幅に増加することに伴いまして、各養成施設が通信課程を活用した実務者研修の実施主体となる動きが見込まれます。また、地域医療介護総合確保基金、これを活用することによりまして、地域住民を対象とした介護技術研修、離職した介護職員への再研修、キャリアアップ研修や、たんの吸引等の医療的ケアを行うための喀痰ん吸引等研修などの研修の実施も今後しっかりと行つてくださいます。また、さらに、介護福祉士養成施設の経営が立ち行かなくなるのではないかと、

れは実は相当拡充をいたしました。補助率、助成率も相当上げて、十分の九まで引き上げているところです。

こうした措置によりまして、地域における介護人材育成の総合的な拠点としての養成施設の活性化と機能強化を進めてまいりたいと考えております。

○長沢広明君 時間の関係で、社会福祉施設職員等退職手当共済制度、これについてちょっと伺いたいと思います。

この共済制度については、民間社会福祉施設の職員の退職金の確保に大きな役割を果たしてきたというものだと思います。社会福祉施設職員の長期勤続を促進するということは大変大事なことでありますので、退職金共済制度についても長期勤続を促す制度になることが必要だと思います。

今回の法改正におきまして、社会福祉施設等退職手当共済制度についてどういう見直しを行うのか確認をさせていただいて、また今回、被共済職員期間の合算制度の延長、これも行われます。一度退職された職員の職場復帰を促すためにも、これらにこういうメリットがあるということを広く周知する必要があるというふうに思います。この点についてもお考えをお願いします。

○政府参考人(石井淳子君) 今回の見直しでは、まず給付水準につきまして、議員御指摘のように、民間との均衡を考慮した現行の国家公務員退職手当制度の支給乗率に準拠いたしまして、長期加入に配慮したものに見直すこととしております。また、出産、育児、介護などの事由によりまして退職された職員さんが現場に復帰しやすい環境を整える観点から、被共済職員が一度退職をされ、その後再び被共済職員になつた場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を拡充をする、現行二年を三年にするということを盛り込んでおりまます。

それからもう一つが、こここの場でもよく取り上げられましたが、障害者総合支援法等に関する施

設、事業等について、他の事業主体とのイコール

フルティングの観点から、前回改正時の介護関係施設、事業の見直しと同様に公費助成を廃止する

ことと、そういった内容を盛り込んでおります。

このうち、被共済期間の合算制度の延長は、御指摘のとおり、出産、育児等で一度退職した職員が復帰しやすい環境の整備を目的とするものでござります。先ほど竹内副大臣の答弁にもございましたように、介護職員の離職理由のトップに出

したように、介護職員の離職理由のトップに出たといふふうに思っております。

こうしたバランスがある方の再就職に向けた意欲を喚起することにつながり得るものというふうに考えております。

したがいまして、こうしたメリットについて、行政及び実施主体であります独立行政法人福祉医療機構から広く周知することによりまして、福

祉人材の再就職を促進してまいりたいと思つております。

行政及び実施主体であります独立行政法人福祉医療機構から広く周知することによりまして、福

祉人材の再就職を促進してまいりたいと思つております。

なお、周知に当たりましては、行政からの通知や会議等の場の活用はもとより、福祉医療機関からも共済契約者であります法人向けに分かりやすいパンフレットを作成、配付するとともに、ホーミングページに掲載をするといったような形で今回の制度改正の内容が関係者に漏れなくお知らせできることであります。

○長沢広明君 今答弁の中にもありました公費助成の廃止、これはこの委員会でも取り上げられておりました。障害者支援施設の安定的な経営、そして人材を確保する、こういう面において配慮する必要があるというふうに思います。

○政府参考人(石井淳子君) まさにその配慮といふふうに思っています。

公費助成の廃止について、そういう配慮の面ではどのように考へておられるのか、最後に確認したいと思います。

○長沢広明君 まさにその配慮といふふうに思っています。

うふうに思つておられます。

○政府参考人(石井淳子君) まさにその配慮といふふうに思つておられます。

うふうに思つておられます。

うふうに思つておられます。

上で報酬改定を行うことといたしております。

そして、人材確保に当たりましては、先ほど申

し上げましたが、退職手当の給付水準につきまし

て、より長期加入に配慮したものに見直すこと、そして合算制度につきましての期間を拡充する

こと、こういった見直しを行うことといたして

いるわけですが、その他の福祉人材の確保策を併せ講ずることによりまして人材の確保につっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○長沢広明君 終わります。

○委員長(三原じゅん子君) 速記を止めてください。

○委員長(三原じゅん子君) 速記を起こしてください。

○委員長(三原じゅん子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、高階恵美子君が委員を辞任され、その補欠として井原巧君が選任されました。

○東徹君 おおさか維新の会の東徹でございます。

与党の大変御配慮をいただきまして、ありがとうございました。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

大臣、せつかくお越しいただきましたので、後でちょっと御質問させていただきたいなと思っております。

の、なぜ国家試験を受けなければならなくなつてきたのかということの要因として、恐らく、養成校を出ただけではやはり介護の質に大分差がある、やはりある一定の基準でもって試験をして、合格した方が介護福祉士という国家資格を名のることができます。それが介護福祉士といふふうに思つて、それができるようになければならないと、そういうことがあります。そのためには、その点についていかがでしようか。

○政府参考人(石井淳子君) 委員御指摘のとおり、養成施設校の側からしますと、これは意見としましてございますが、養成校によってレベルに違ひがあるよという御指摘がございました。

すから、やはり卒業した後、一定のレベルに達しているということの確認が必要ではないか、そういう議論があつたというふうに承知をいたしております。

○政府参考人(石井淳子君) 委員御指摘のとおり、養成施設校の側からしますと、これは意見としましてございますが、養成校によってレベルに違ひがあるよという御指摘がございました。

すから、やはり卒業した後、一定のレベルに達しているということの確認が必要ではないか、そういう議論があつたというふうに承知をいたしております。

○東徹君 ホームヘルパー一級とか二級とかありますけれども、これはある一定の時間を受講すれば資格が付与されるということです。国家資格ではから、介護福祉士の場合、一般的には実務経験を受けた方では六割というのが大体の数字だと思います。

すから、介護福祉士の場合は、一般的には実務経験を受けた方では六割というものが大体の数字だと思います。

の、なぜ国家試験を受けなければならなくなつてきたのかということの要因として、恐らく、養成校を出ただけではやはり介護の質に大分差がある、やはりある一定の基準でもって試験をして、合格した方が介護福祉士といふふうに思つて、それができるようになればならないと、そういうことがあります。そのためには、その点についていかがでしようか。

（参議院）

在宅は別ですよ、在宅は別ですけれども、国家資格のない方はたんの吸引はできないということでおろしいんですか。

○政府参考人(石井淳子君) 資格を受けていなくとも、都道府県の研修を受けたんの吸引という医療行為ができるようになるということでござります。

○東徹君 だから、そこについてはまだ、介護福祉士でなかつたらできぬ仕事は、業務はないということになるわけですね。介護福祉士の国家資格ですから、やはり業務独占というか、そういったことは恐らくこれから、どういう分野でどいうのは分かりませんけれども、そういうこともやっぱり検討していくべきではないのかなどといふに私は思つております。

もう一つ、ちょっとこれは細かい話で申し訳ないんですけども、養成校の中には社会福祉士を勉強されている方がいますよね、社会福祉士を。社会福祉士の場合は大体三年間勉強して、その後国家試験ということになるわけなんですけれども、社会福祉士の場合は合格率は二割です、二割しかなんですね。養成施設を出ていても国家試験で合格する人は二割しかいません。大体、今でもそんな数字だと思うんですけども、そんなものだと思つています。

社会福祉士、三年勉強して、生活相談員とかそういういつた相談援助業務に就ける方というのはなかなかなくて、特別養護老人ホームとかそういうところで三年間そういう介護の仕事をして、國家試験はなかなか受からないけれども、三年間の介護の現場経験があれば、そこで介護福祉士の資格を取得する人って結構多いんですよ。これは、この点会福祉士の勉強してきたから、三年間勉強しているんですけれども、介護福祉士の勉強と重なつているところって結構あるんです。これは、この点については免除されるんですか。

○政府参考人(石井淳子君) 突然のお尋ねでございまして、今、免除されるかどうかは定かではな

いんですが、ただ、方向として言えますのが、昨年、新たな福祉ビジョンというのを取りまとめております。今後、多様な地域のニーズ、福祉ニーズを広げていくために、やはり他職種連携がうまくいくようにしていくためには職種間が相互乗り入れといいましょうか、お互いに取りやすくする

という形で進めていくべきではないかと考えております。そこで、仮に今ないとしても、相互乗り入れといいましょうか、認め合うというんでしようか、そういうものが広がるような方向で今考えているということを申し上げたいと思います。

○東徹君 ありがとうございます。そこは是非ぞうしていただきたいなと思います。

社会福祉士を勉強するのに三年間掛けてやる、介護福祉士は二年間、今まで、そのカリキュラムは結構似ているんですよ。社会福祉原論だったり、老人福祉論だったり、介護実習ももちろんやりましたし、結構重なっているところってたくさんあります。だから、今回の改正の中では非ともそういうふうに思つておったんですけども、平成二十七年度の、今日もたしか先ほども予算委員会でもちよつと質問がありましたけれども、平成二十七年度介護報酬の改定に関するQアンドA、平成二十六年度以前に処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の賃金改善の基準点の一つである加算を取得する直前の時期の賃金水準を平成二十三年度の賃金水準のものとされており、交付金が取得可能となる前の平成二十一年九月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とするとはできないものとされていますというふうなQアンドAがあつて、これ何を言つているのかなということが、なかなかよく分からなかつたんですね。

こういうふうにやつた趣旨、どういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(三浦公嗣君) 処遇改善加算の条件ということでござりますが、事業者が介護職員の処遇改善加算を取得する要件といったしまして、加算を得る直前の時期などの基準点というもの

は、繰り返し延ばすということはしないと決意でございます。

○東徹君 私も、五年間というのは確かに長いなと思うんです。三年あればこれはできるだらうなと思うんですけども、五年間は非常に長いなとこういうふうになつてきたということで仕方がいいましようが、いろんな経緯の中に入れていいましたが、いろいろな形で進めていくべきではないかと考えております。そこで、仮に今ないとしても、相互乗り入れといいましょうか、お互いに取りやすくする

という形で進めていくべきではないかと考えております。そこで、仮に今ないとしても、相互乗り入れといいましょうか、認め合うといふに思つておりますが、いろんな経緯の中

でこういうふうになつてきたといふに思つております。そこで、仮に今ないとしても、相互乗り入れといいましょうか、認め合うといふに思つておりますが、いろんな経緯の中

でこういうふうになつてきたといふに思つております。そこで、仮に今ないとしても、相互乗り入れといいましょうか、認め合うといふに思つておりますが、いろんな経緯の中

でこういうふうになつてきたといふに思つております。そこで、仮に今ないとても、相互乗り入れといいましょうか、認め合うといふに思つておりますが、いろんな経緯の中

円と仮にいたしますと、その一万二千円以上の賃金改善を行つていただくということが要件になるということでございます。言い換えますと、報酬を払いました加算額一万二千円を上回つて、それをそのまま事業者が自主的な努力をしてくださいまして上乗せして賃金を上げていただくことでお願いします。

○東徹君 私の事業者、個々の事業者が選択するといふに思つておりますが、いろんな経緯の中で付きました加算額一万二千円を上回つて、それを払いましたように、継続して複数年加算を取得している事業者、この加算自体は二十四年に入つた

加算でございますが、その当時から行つていると

いうような事業者、こういうような方々について

は、前年度又は加算を取得する直前の時期のいず

れかを事業者が選択するということでございまし

て、これ、言い換えますと、加算を取得した後の

加算額以上に自主的に賃金を上げていただいた

分、これも賃金を改善した部分にカウントする、

算入する、つまり、その事業者それぞの努力を

言わば認める、こういうような趣旨で入つたも

のでございます。

この加算の基準点の取扱いということは、平成

二十四年の報酬の改定時から行つているといふこ

とでございまして、二十七年はそれを言わば踏襲

して基準点としているということでござります。

○東徹君 非常に分かりにくい御説明かなといふに思つておられますけれども、二〇一五年、日経

ブルクニアという雑誌ありますよね、ここで出つてゐるですね。処遇改善加算で得する方法とかつて、経営者の皆さん、この処遇改善加算で得しま

すよという方法が書かれてるわけなんですか

ども、ここにおられる方は皆さん御存じだと思いますけれども、私も、あれ報道で知ったときには、二十七年から一万二千円単純に上がるんだな

というふうに思つてたわけですよ。でも、これ一万二千円、単純に上がらないということですよ

ね。

だから、例えば二十四年、二十五年、二十六年

と三千円ずつ上がったとしますよね、九千円。その場合は二十七年から三千円だけでいいということですね。

○政府参考人(三浦公嗣君) 少し整理して御説明申し上げますと、一万五千円上げるというのが二十四年度から入りました。そのときに、その後は、事業者の方は一万五千円を上回って報酬を上げてくださいといふことで、例えば千円上乗せして一万六千円上げてくださいということで私どもお願いをいたしております。

今回の一万二千円、更にそれに上乗せするといつたときにどこを言わば基準にするかというと、自主的に上げていただいた千円分は言わば努力分といたしまして、それは私どもとしてはそれぞの事業者の努力として評価を差し上げたいというふうに思つておきました。その分はしたがつて一万二千円の分から差し引いてもよいと。逆に言うと、一万一千円上げれば一万二千円上げたと算定しますよ。

これは、それぞれの事業者の自主的な努力といふものをどのように評価するかということでございまして、それぞれの事業者においてそれぞれ努力していただいている分を私どもとしてはそういう形で評価をさせていただいているということでござります。

○東徹君 これ、一万二千円詐欺ですよ、本当に。誰もが一万二千円、単純に上がるものだと思つてました。私も。ところが、これよく分からなくて、資料見ていってようやく分かつたんですねすけれども。

もう一度聞きますよ。そだというふうに、間違ついたら言つてください。二十四年、二十五年、二十六年、三千円、三千円、三千円と上げた場合は三千円でいいんですね、一万五千円上がつて、そこから上乗せしていった場合。

○政府参考人(三浦公嗣君) 三千円ずつ毎年上乗せしていくたといふことで、階段状に上がつて、結局最終的には九千円上げたと、自主的に上げたと。プラス一万五千円は別に報酬とし

て、加算として取つてお渡してお渡していたりすることになりますと、その三回分の九千円に今回三千円乗つければ一万二千円になります

ので、一万二千円。そして、今回の報酬の加算の要件として、プラス更にそれぞれの事業者は報酬を上乗せしていただく、そういうことでございまして、三千円プラスアルファという形で賃金を上乗せしていただくということが求められるといふことでございます。

○東徹君 要するに、三千円でいいということなんですね。三千円でもいいということですよ。

そういう手法が書いてあります。恐らくそういうことだということとありますけれども、これ、ぞの事業者の努力として評価を差し上げたいと、うながみながら、僕は一万二千円上がるのだと思つていました。これ、自然に昇給つてあるじゃなく、やはりね。それは、自然に昇給しないですか。やっぱりね。それは、自然に昇給した分もこれはもう吸収してしまうということなんですね。だから、単純にこれは一万二千円上がるのではないという制度。何でこんなことするのかなと本当に思うんですよ。

単純にやつぱり一万二千円上げるべきだというふうに思つてましたんですが、非常にこういう方法を取るというのはちょっと詐欺めいた表現だと私は思ふんですけれども、どうですか。

○政府参考人(三浦公嗣君) それぞれどういう形で賃金を各事業者が上乗せしていくかといふことについては、まさにそれぞれの事業者の判断といふことになるわけでございますし、また、こういふ議員の皆様方からいただいてるよう、介護人材をもつ必要としているという時期に当たつて、事業者もそれ努力をしていただいて

いる、そういう個々の事業者の努力と私どもの報酬の枠組みが言わば一緒に合わさつて、多くの介護の人材を確保していくことを考えております。

ていたのに、最近一万二千円相当という言葉を何か強調して使うようになつて、相当つて一体何な

のかなと思つていたら、やっぱりそういうことだつたのかなと、改めて分かりまして、非常に残念だなど。

一万二千円上がると思つて喜んでいた人も実際みんながみんな、僕は一万二千円上がるのだと思つてました。これ、自然に昇給した分もこれはもう吸収してしまうことなんですね。だから、単純にこれは一万二千円上がるのではないという制度。何でこんなことするのかなと本当に思つてます。

○政府参考人(三浦公嗣君) 御指摘のように、でござるだけ私ども、この加算の在り方ですとか、あるいは報酬全体もそうなんですが、分かりやすく、簡素、簡明なものになるよう努めて開いて確認して、ようやくその仕組みが分かりました。もつとこれ分かりやすく皆さんに周知するべきだと思ふんですけども、いかがですか。

○政府参考人(三浦公嗣君) 御指摘のように、でござるだけ私ども、この加算の在り方ですとか、あるいは報酬全体もそうなんですが、分かりやすく、簡素、簡明なものになるよう努めて開いて確認して、ようやくその仕組みが分かりました。もつとこれ分かりやすく皆さんに周知するべきだと思ふんですけども、いかがですか。

○東徹君 じゃ、塙崎厚生労働大臣、最後にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど来、大分この一ヶ月改善、賃金引上げ、どういうふうに行つていくのか、是非お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○東徹君 じゃ、塙崎厚生労働大臣、最後にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど来、大分この一ヶ月改善、賃金引上げ、どういうふうに行つていくのか、是非お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(三浦公嗣君) それでどういう形で賃金を各事業者が上乗せしていくかといふことについては、まさにそれぞれの事業者の判断といふことになるわけでございますし、また、こういふ議員の皆様方からいただいてるよう、介護人材をもつ必要としているという時期に当たつて、事業者もそれ努力をしていただいて

いる、そういう個々の事業者の努力と私どもの報酬の枠組みが言わば一緒に合わさつて、多くの介護の人材を確保していくことを考えております。

で、その中で、どうやって総合的にこの待遇そぞれにしても、待遇の改善に加えて、補正予算並びに来年度予算では基金を活用した、例えば保育施設の開設とか、そういう環境整備も同時にやつていかなきゃいけないというふうに思つておりますが、いずれにしても、財源は三つしかない中でこの待遇の改善を更にどう図つていくかといふことについて、我々としては、環境改善とともに、さらにこの財源を、恒久財源なければできませんので、そのことにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思つております。

○東徹君 しっかりと待遇改善、よろしくお願ひいたします。

で、その中で、どうやって総合的にこの待遇そぞれにしても、待遇の改善に加えて、補正予算並びに来年度予算では基金を活用した、例えば保育施設の開設とか、そういう環境整備も同時にやつていかなきゃいけないというふうに思つておりますが、いずれにしても、財源は三つしかない中でこの待遇の改善を更にどう図つていくかといふことについて、我々としては、環境改善とともに、さらにこの財源を、恒久財源なければできませんので、そのことにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思つております。

ております。

例えば、平成二十七年十一月に文部科学省が開催いたしました高等学校産業教育関係教育課程研究協議会に厚生労働省の担当官が出席をし、介護人材を取り巻く状況について説明をいただいております。また、平成二十六年度に開催されました社会保障審議会福祉部会福社人材確保委員会におきまして、文部科学省の担当官がオブザーバーとして参加をさせていただいております。

また、初等中等教育の次の段階でございます、それも含めてございますけれども、介護の中核を担うことが期待される介護福祉士の養成に当たりましては、文科省と厚労省の共管の省令におきまして、養成施設の教育内容や施設要件等を定めております。その見直し等に当たりましては、両省で協議をしっかりと行いながら進めております。また、大学や高等学校につきまして厚生労働省と共同して行うなど連携を図っているところでございます。

また、両省で連携を取りながら、学校を通じて現場レベルでの連携を促しているところでございます。また、今後とも厚労省とより一層の連携を図りつつ、質の高い介護人材の養成の充実に図ってまいりたいと思っております。

○政府参考人(石井淳子君) やはり、特に次世代の介護の担い手となりますが、中学生あるいは高校生などに介護職の魅力を発信をして、介護の意義あるいは働きがいなどの理解を深めてもらうことが大変重要ではないかと考えております。

このため、厚生労働省におきましては、平成二十七年度から地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、学生向けのPR資料の作成・配付や学生を対象とする職場体験の実施などの都道府県の取組を支援をいたしております。

また、地域における取組の活性化を図るため、昨年八月でございますが、厚生労働省主催で開催をいたしました介護人材確保地域戦略会議、ここで文科省の担当官を招きまして、文科省が進められます土曜日授業などを活用した介護の体験理解

促進のための方策、あるいは民間団体による学生の理解促進のための取組の周知などを行いました。これらの取組によりまして、ほぼ全ての都道府県におきまして学生に対する理解促進のための取組が現在行われております。

また、都道府県が地域の関係主体を集めて介護人材確保策を議論をする協議の場というのがございまして、この約半数の自治体ではしっかりと教育委員会、学校との連携が行われているところでございます。

今後とも、両省一緒に取り組んでまいりたいと思つております。

○薬師寺みちよ君 取組は分かりましたけれども、人材は確保できないんです。これが一番の問題なんですね。形骸化しているんではないか、そして中身が全く詰められないんではないか、本当に責任を持ってやっているのかと私は言いたいと思います。

ところで、教育課程において、介護、保育の位置付けといふものはどのようになつていらつしゃいますでしょうか。

○大臣政務官(堂故茂君) 学校教育においては、学習指導要領に基づきまして介護や保育に関する指導を行つてあるところです。

具体的には、介護については、高等学校家庭科において、介護など高齢者の生活の課題、あるいは家族や社会の果たす役割について認識してもらつて、また、中学校社会科においては、社会保

障の充実、あるいは高等学校の公民科においては、介護を含めた社会保障制度の意義や仕組みについて理解をしていただきたいところでございます。

また、保育については、中学校技術・家庭科及び高等学校家庭科において、児童と触れ合うなどの活動を通して、児童の心身の発達と生活、親の役割と保育等について理解を深める指導を行つてゐるところであります。

文部科学省としては、引き続き生徒の介護や保育に関する理解が深まるように努めてまいりたいと思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

これ、両省の壁を越えて真剣に取り組んでいただかなければ、保育士が足りない、介護士が足りない、どんなに箱物を造つたって中身が全く追い付いていかない、これが今の現状じゃないですか。もうこれは喫緊の課題として、しっかりとこれから施策として重要課題と受け止めていただきたいんですけど。

私も大学で教員をいたしておりましたが、大変申し訳ございません、コミュニケーション能力がないんですよ。隣に座つていたつてSNSでやり

取りをする、全く言葉も交わさない、そういう子供たちが、我々も実習やります、そうしたら、清拭してみようかといつても、汚いから触るの嫌だ、普通に目線を合わせて話してみようよといつても、触るのさえも嫌だし、何話せばいいんですかといふぐらいいの感じから始まるんですね。

今、母親学級に行つて、両親学級に行つてもびっくりすることばかりで、初めて赤ちゃんを抱く、そういう妊婦さんが多いんですね。

そういう中で、じや、子供たちが、人と人とのすごく大切な仕事だ、そしてやりがいがある仕事だと思えるかどうかなんですよ。

大臣、先日も私申しました。やっぱり人と人の関わりがあるような医療だと介護だとかつて、こういうことは、出口として責任を持たなければならぬのは厚生労働省です。でも、その教育課程の中で、例えば文科省、ここ縦割りがすごく大きな弊害になつておりますので、ここも真剣に大臣も考えていただきたいところでございます。

ところで、そのコミュニケーション能力についてお伺いをさせていただきます。

済みません、時間もございませんので短くお答えいただきたいんですけど、文科省、そして厚労省、調査をなさつていらつしゃいますでしょ

うか、教えてください。

○政府参考人(徳田正一君) 文部科学省においては、小学校六年生と中学校三年生を対象とした全国学力・学習状況調査において、コミュニケーション能力に関する項目も含む児童生徒に対するアンケート調査を実施しております。平成二十七年度の調査では、友達と話し合うとき、友達の話を意見を最後まで聞くことができますかという項目については、肯定的な回答をした児童生徒の割合が九割を超えており一方で、友達の前で自分の考え方や意見を発表することは得意ですかという項目については、肯定的な回答をした児童生徒の割合は約五割にとどまっています。

このほか、文部科学省が所管する独立行政法人国立青少年教育振興機構が平成二十四年度に実施した体験活動の効果を検証するための調査においては、ふだんから地域の行事に参加している子供の方が参加していない子供よりもコミュニケーション能力が高く、また二十歳までにボランティア経験がある方の方が経験のない方よりもコミュニケーション能力が高いという結果となつております。

○政府参考人(宮川晃君) 若者のコミュニケーション能力に関しましては、労働政策研究・研修機構におきまして企業を対象として行つた、職場で求められる人材像や若手人材の育成の取組等に關する調査がございます。この調査結果によりますれば、企業が新規卒者の採用において重視してきたことについて、コミュニケーション能力の高さを擧げる割合は六四・四%と高く、今後重視することとして擧げる割合としては六九%と最も高いものとなつております。

一方、この調査結果の中では、最近の学卒新人社員の特徴について、職場でうまくコミュニケーションが図れない社員が増えているとする企業割合は四六・七%と最も高くなつてゐるところでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

ですから、人と人と触れ合う、特に介護だとか保育、障害者の皆様方のサポートというものは、

声を発したくても声を発せない皆様方のことを察して、それでケアをしていかなければならぬといふ高しさ、普普通よりもコミュニケーション能力の高さというものが求められる職場です。やつぱりそういうものがだんだん低下していると、いうこと自体が既にこういう職に就こうというような動機付けにはなっていかない。

だからこそ、本気で考えるのであれば、文科省もそうですし、これからどうやってこういう人材というものを育てて、日本というものが高齢化社会に突入していくんだということ、私は第四の矢にしていいと思うんですね。みんなが保育、普通に子供が抱けて、普通におむつが替えられて、子供たちがですよ、それで、普通に子供たちが高齢者の皆様方をサポートできる。

先日も大臣お話しくださいましたけれども、大牟田を視察なさいたということで、大牟田はまさにそうですね。子供たちがまさに徘徊している、しつしやる高齢者の皆様方を優しくサポートして、しっかりと家まで届けることができるよな、そういう地域だって出ておりますので、それが日本全国展開できるようやつぱり工夫というものを作れながら我々としては目指していかなければなりませんなどと思つております。

牟田を視察なさいたということで、大牟田はまさにそうですね。子供たちがまさに徘徊している、しつしやる高齢者の皆様方を優しくサポートして、しっかりと家まで届けることができるよな、そういう地域だって出ておりますので、それが日本全国展開できるようやつぱり工夫といふものを作れながら我々としては目指していかなければなりませんなどと思つております。

牟田を視察なさいたということで、大牟田はまさにそうですね。子供たちがまさに徘徊している、しつしやる高齢者の皆様方を優しくサポートして、しっかりと家まで届けることができるよな、そういう地域だって出ておりますので、それが日本全国展開できるようやつぱり工夫といふものを作れながら我々としては目指していかなければなりませんなどと思つております。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

本当にいい試みしていただきますことを私も待しておりますし、この間から問題になつております保育士の不足の問題もやつぱりこういうところからこつこつと解決していかなければ一足飛びにあしたから百人、二百人という単位で市町村に保育士が確保できるわけでもございません。本当に長期的ビジョンに立つて日本というものの高齢化社会を受け止める体制というものを整備していただきたいと思うんですが、大臣、お伺いをさせていただきたいと思います。

先日来、いわゆる質の高い介護というような言葉が大臣から何回か出でまいりました。私も先日の質問で申しましたように、質が高い介護というものは、一体どういうものなのかということ、やっぱりそこをゴールを定めていかないと、どういうふうに再構築するかということを一生懸命やついていただいているんだなど。壁にいろいろ併記が好きだったものですから、脳梗塞ですけれども併記を作れるぐらいまでリハビリができる、今併記も作つたりしてますけれども、そんなことを引き出していくだけるような介護というのが質の高い介護なのかななどということを自らの経験から感じておるわけでございます。

そういうことは、やはりさつきお話をあつたように、そこで携わる人の質というものが大事でありますから、我々は、もちろん量も今足りないと、いうことではありますけれども、何よりもやつぱり質が大事で、その質をどうやって高められるのかということをよく考えていくつて、さつきの、教育の過程からもう少しつかりとやつていかなきやいけないということそのおりだと思うので、あらゆる面でそういう質の高い介護を実現できるようにしていきたいというふうに思います。

○大臣政務官(堂故茂君)　御指摘いただきました。厚生労働委員会議録第六号 平成二十八年三月十七日

介護福祉士会の内田副会長さんの發言録の中です。

大事なことは心身の状態に合つた生活を再構築する支援をすることだというふうに書いてあるのを拝見をさせていただきました。

私、富山なんですが、富山は十四歳の挑戦という大変先進的で実践的な活動をして、大変いい成果を出してきてます。いろいろ長く続けるには課題もありますけれども、是非、全国でこの展開がされるといいなど私は思つております。

て、今文科省としても、こういういい例を全国に知つてもらうようなテキストを配付させていただいていると、また県が中心になつていろいろな皆さんと一緒になつて取り組むということに対しても、文科省としても補助も出させていただいておりますので、是非一生懸命進めたいと思います。よろしくお願いします。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

本当にいい試みしていただきますことを私も待しておりますし、この間から問題になつております保育士の不足の問題もやつぱりこういうところからこつこつと解決していかなければ一足飛びにあしたから百人、二百人という単位で市町村に保育士が確保できるわけでもございません。本当に長期的ビジョンに立つて日本というものの高齢化社会を受け止める体制というものを整備していただきたいと思うんですが、大臣、お伺いをさせていただきたいと思います。

先日来、いわゆる質の高い介護というような言葉が大臣から何回か出でまいりました。私も先日の質問で申しましたように、質が高い介護というものは、一体どういうものなのかということ、やっぱりそこをゴールを定めていかないと、どういうふうに再構築するかということを一生懸命やついていただいているんだなど。壁にいろいろ併記が好きだったものですから、脳梗塞ですけれども併記を作れるぐらいまでリハビリができる、今併記も作つたりしてますけれども、そんなことを引き出していくだけるような介護というのが質の高い介護なのかななどということを自らの経験から感じておるわけでございます。

そういうことは、やはりさつきお話をあつたように、そこで携わる人の質というものが大事でありますから、我々は、もちろん量も今足りないと、いうことではありますけれども、何よりもやつぱり質が大事で、その質をどうやって高められるのかということをよく考えていくつて、さつきの、教育の過程からもう少しつかりとやつていかなきやいけないということそのおりだと思うので、あらゆる面でそういう質の高い介護を実現できるようにしていきたいというふうに思います。

○國務大臣(塙崎恭久君)　参考人で来られた日本

介護福祉士会の内田副会長さんの發言録の中です。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

これで終わりでないということも分かりましたけれども、結局そのバランスが悪かったんですね。

将来こういった中身もしつかり拡充していくますよというものがないので、多くの利用者の皆様方は困惑をなさつたり心配をなさつたり。ですから、我々としては、しつかりそういうところの説明責任も果たしていただいて、しつかり中身も充実させていくんだから、今回はここまでだけれども、将来的にはしつかりこういうプランを持っているんだ、やっぱりここはとても私大事なところのだと思つております。それが昨日の参考人質疑の中でも、いろんな皆様方からちりばめられたことだと思うんですね。

これからますます介護、そして保育、障害者の皆様方に対するケアというものは国策として重要な課題となつてくるかと思います。ですので、これを機会をいたしまして、是非、今日は堂故政務官にもいらしていただきましたけれども、そういう教育制度、特に子供たちから、どういうことを教え、そしてどういう社会をつくり上げていくんだということをお願いいたしまして、質問とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○委員長(三原じゅん子君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。本案の修正について羽生田君から発言を求めておりますので、この際、これを許します。羽生田俊君。

○羽生田俊君 私は、ただいま議題となつております社会福祉法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、この法律のうち同法の法律番号に係る部分中「平成二十七年」を「平成二十八

年」に改めるものであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(三原じゅん子君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表し、社会福祉法等改正案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、全ての社会福祉法人に対し、本来の社会福祉事業とは別に、地域における公益的な取組の責務を課すとともに、余裕財産なるものをそれらのために充当することを義務付けるからです。

貧困と格差の広がり、相次ぐ社会保障の制度改革の中で、低所得者独り暮らしや夫婦のみの高齢世帯、認知症高齢者などで悲惨な事件が後を絶ちません。しかし、社会福祉制度のはざまで苦しんでいる方々を救う仕事は、本来國や自治体の責任で行うべきものであり、それを社会福祉法人に肩代わりさせることは、公的責任の縮小、後退にほかなりません。

この法案は、規制改革会議などによる社会福祉法人が多額の内部留保を有しているという根拠のない攻撃に押されて出されたものですが、社会福祉充実残額なるものの保有状況も、既に行われていい地域における公益的な取組の実施状況も厚生労働省は把握しておりません。正確な実態の把握があり、そこに何らかの問題点が科学的に見出され初め法改正の必要性が生じるのであり、そもそも立法事実がありません。

重大なのは、利用者への支援の質、量の低下、労働者の待遇悪化につながることです。現在の報酬単価、職員配置基準は、人として当たり前の生

活を保障するには程遠い水準です。これを放置したまま新たな責務を課すことは許されません。

反対理由の第二は、障害者施設の退職手当共済

制度への公費助成を廃止するからです。

當利企業などのイコールファーティングを口実に公費助成をなくすことは福祉人材確保に逆行します。極めて低い賃金水準の上、退職金も保障されなければ、人手不足に拍車を掛けることは明らかです。

この間、法案に懸念や反対の意見をお持ちの方から多くの要請文が届いています。私の事務所のアクセスは先ほど一千六十八枚になりました。ア

ベノミクスによる福祉の営利化でどんなことが起こっているか知っていますか、十分に審議してください。社会福祉は國の責務です、社会福祉法人に丸投げするのはやめてください、身を粉にして働くからです。

貧困と格差の広がり、相次ぐ社会保障の制度改悪の中で、低所得者独り暮らしや夫婦のみの高齢世帯、認知症高齢者などで悲惨な事件が後を絶ちません。しかし、社会福祉制度のはざまで苦しんでいる方々を救う仕事は、本来國や自治体の責任で行うべきものであり、それを社会福祉法人に肩代わりさせることは、公的責任の縮小、後退にほかなりません。

この法案は、規制改革会議などによる社会福祉法人が多額の内部留保を有しているという根拠のない攻撃に押されて出されたものですが、社会福祉充実残額なるものの保有状況も、既に行われていい地域における公益的な取組の実施状況も厚生労働省は把握しておりません。正確な実態の把握があります。今後、社会福祉法人が公費助成分を負担しなとしても、正規職員から退職金の要らないパートなどの切替えが進むことが懸念されます。

フィリピンとの間の経済連携協定により、准介護福祉士の国家資格を導入することについても反対です。現在でさえ介護従事者の労働条件の改善が進まない中、逆に介護労働全体の条件が引き下げられかねません。

本法案は、社会福祉制度における國の公的責任縮小の流れの中にあります。昨秋、一億総活躍社会を見板にする安倍首相は、子育てと介護の受皿を約百万人分増やすと明言しました。しかし、その内容を見ると不安が湧いてきます。保育の質の確保に疑問のある企業主導型保育所を導入したり、乱立が問題となつてゐるサービス付き高齢者住宅の整備を更に促進してゐるからです。保育サービス、介護サービスの市場化を推し進めることが国民の安全、安心に本当につながるのでしょうか。

社会福祉事業は、非営利性及び公共性を貫き、公的責任の下で展開していくべきです。社会福祉法人の役割に変質を迫る本法案に反対をいたしました。

○委員長(三原じゅん子君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより社会福祉法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、羽生田君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三原じゅん子君) 多数と認めます。

よって、羽生田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(三原じゅん子君) 多数と認めます。

よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、島村君から発言を求められておりますので、これを許します。島村大君。

○島村大君 私は、ただいま可決されました社会

福祉法等の一部を改正する法律案に対し、自由民

主党、民主党・新緑風会、公明党、維新的党及び無所属クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や

会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、

特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遗漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な

地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自

治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。

二、事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会

福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。

三、いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に当たっては、社会福祉法人の運営に支障を来すものとならないよう、事業の

継続に必要な財産額が適切に算定されるようになります。また、政府統計等により把握さ

れる他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請する

ことにより、「社会福祉充実残額」を保有する

社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成す

るに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した

上で、社会福祉事業を担う人材の適切な待遇

が確保されていることを確認することの重要

性の周知を徹底すること。

四、事業の継続に必要な財産額が確保できな

い、財産の積立不足が明らかな法人に対しても、必要な支援について検討すること。

五、地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割

と福祉の公的責任の後退を招くことのないよ

うにするとともに、社会福祉法人設立の主旨

支援施設等の経営実態等を適切に把握した上

で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよ

う検討すること。また、公費助成の廃止の対象となつた法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象

としている法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重

要性の周知を徹底すること。

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市に

も委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄

庁に對し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を發揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

八、現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の待遇規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

九、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上

する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を來さぬよう待遇改善に資する措

置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかる支援については、介護労働がいわゆる燃

りわらば、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

十、介護職員が抱える心的・精神的負担に対

する支援については、介護労働がいわゆる燃

りわらば、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

十一、介護職員の処遇については、介護・障害

福祉従事者の人材確保のための介護・障害福

祉従事者の待遇改善に関する法律(平成二十

六年法律第九十七号)等により待遇改善に關

する措置が行われてきたことを踏まえ、人材

確保に支障を來さぬよう待遇改善に資する措

置など必要な措置を講ずるとともに、正規・

非正規、フルタイム・パートタイム等にかか

る支援については、介護労働がいわゆる燃

りわらば、均等・均衡待遇を確保するよう努め

ること。

十二、将来的に福祉職、介護職に就く人材を増

やすべく、現在中学・高校教育における福祉

及び介護に關わるインターネットの体験率

が必ずしも高くなない状況も勘案し、関係府省

と連携して、福祉及び介護に關わる基礎的理

解と経験が得られるよう努めること。

十三、介護職員の処遇については、介護・障害

福祉従事者の人材確保のための介護・障害福

祉従事者の待遇改善に関する法律(平成二十

六年法律第九十七号)等により待遇改善に關

する観点にも配慮して暫定的に置かれたものあることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

【参照】

護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準する休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(三原じゅん子君) ただいま島村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三原じゅん子君) 多数と認めます。よつて、島村君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、塩崎厚生労働大臣から発言を求められておりましたので、この際、これを許します。塩崎厚生労働大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま御決議にならされました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でござります。

○委員長(三原じゅん子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案

社会福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条のうち附則第一条の改正規定のうち第四号中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十八年法律第 号」に改める。第六条のうち附則第十三条の改正規定及び附則第十四条の改正規定中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十八年法律第 号」に改める。附則第九条第二項中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十八年法律第 号」に改める。